

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月20日
【事業年度】	第12期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 小林 祐介
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 小林 祐介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,354	44,089	40,207	37,435	37,942
連結経常利益(は連結経常損失)	百万円	2,571	2,275	4,486	4,297	22,329
親会社株主に帰属する当期純利益(は親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	1,733	3,176	2,585	7,082	23,462
連結包括利益	百万円	3,163	2,518	14,758	22,520	13,835
連結純資産額	百万円	111,185	116,425	100,898	77,730	83,626
連結総資産額	百万円	2,487,782	2,663,931	2,698,662	2,659,272	2,680,825
1株当たり純資産額	円	2,851.20	2,612.98	1,889.22	810.27	201.72
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)	円	82.40	192.53	108.29	342.52	1,023.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	23.56	-	25.29	-	-
自己資本比率	%	4.46	4.36	3.73	2.91	3.11
連結自己資本利益率	%	1.53	2.79	2.38	7.94	29.16
連結株価収益率	倍	11.04	-	5.73	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	7,023	96,884	28,964	19,967	13,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	35,390	84,955	7,983	19,549	129,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,389	2,689	698	656	19,642
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	187,399	202,017	222,299	221,224	356,932
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,730 [502]	1,689 [453]	1,610 [406]	1,504 [364]	1,418 [320]

- (注) 1. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2019年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「1株当たり純資産額」の算定上、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。  
また、「1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2020年度、2022年度及び2023年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 2020年度、2022年度及び2023年度の連結株価収益率は、1株当たり当期純損失が計上されているので、記載しておりません。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益	百万円	1,615	870	854	615	672
経常利益	百万円	1,255	455	498	263	306
当期純利益	百万円	1,248	449	488	254	294
資本金	百万円	17,000	18,750	18,750	18,750	28,733
発行済株式総数						
普通株式		178,867	21,540	21,540	21,540	26,840
B種優先株式	千株	130,000	13,000	13,000	13,000	13,000
C種優先株式		100,000	10,000	10,000	10,000	10,000
D種優先株式		50,000	5,000	5,000	5,000	5,000
E種優先株式		-	-	-	-	18,000
純資産額	百万円	95,483	98,599	98,398	98,007	118,030
総資産額	百万円	95,558	98,667	98,467	98,068	118,085
1株当たり純資産額	円	1,980.71	1,792.58	1,783.25	1,766.68	1,497.00
1株当たり配当額						
普通株式		4.00	11.50	20.00	12.50	-
(内1株当たり中間配当額)		(2.50)	(1.50)	(10.00)	(7.50)	(-)
B種優先株式		0.03	0.00	0.00	0.23	-
(内1株当たり中間配当額)		(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.11)	(-)
C種優先株式		2.57	14.25	26.12	26.20	-
(内1株当たり中間配当額)		(1.28)	(1.29)	(13.06)	(13.10)	(-)
D種優先株式		0.02	0.00	0.00	0.20	-
(内1株当たり中間配当額)		(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.10)	(-)
E種優先株式		-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	55.23	10.69	10.60	0.54	12.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	16.97	5.75	3.13	-	1.81
自己資本比率	%	99.92	99.93	99.92	99.93	99.95
自己資本利益率	%	1.30	0.45	0.49	0.25	0.27
株価収益率	倍	16.48	74.36	58.58	-	47.42
配当性向	%	72.46	107.57	188.67	-	-
従業員数	人	3	2	3	3	2
[外、平均臨時従業員数]		[ - ]	[ - ]	[ - ]	[ - ]	[ - ]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業種別指数(銀行業))	%	81.8 (77.3)	72.9 (109.6)	59.6 (122.1)	40.7 (151.2)	59.6 (261.1)
最高株価	円	118	1,150 (125)	719	629	734
最低株価	円	77	765 (83)	576	381	358

- (注) 1. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第8期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)」、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。また、「配当性向」については、第9期の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
2. 第9期の普通株式の「1株当たり配当額」11.50円は、「1株当たり中間配当額」1.50円と「1株当たり期末配当額」10.00円の合計であります。2020年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、「1株当たり中間配当額」1.50円は株式併合前、「1株当たり期末配当額」10.00円は株式併合後の金額となります。
3. 第9期のC種優先株式の「1株当たり配当額」14.25円は、「1株当たり中間配当額」1.29円と「1株当たり期末配当額」12.96円の合計であります。2020年10月1日付でC種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、「1株当たり中間配当額」1.29円は株式併合前、「1株当たり期末配当額」12.96円は株式併合後の金額となります。
4. 「1株当たり純資産額」の算定上、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。  
また、「1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
5. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 第11期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているので、記載しておりません。
8. 第12期の配当性向については、無配であるため記載しておりません。
9. 2020年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。株主総利回りについては、第7期の期末に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
10. 最高株価及び最低株価は、第11期より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
11. 2020年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第9期の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、( )内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

## 2【沿革】

2010年10月	株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行（以下、総称して「両行」という。）は、2011年10月を目途に経営統合を行うことについて、「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結
2011年4月	両行は、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」の影響により、経営統合の時期を暫時延期することを合意
2012年4月	両行は、「経営統合合意書」を締結するとともに、共同で「株式移転計画書」を作成
2012年6月	両行の定時株主総会及び各種種類株主総会において、両行が共同株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認決議
2012年9月	両行が共同して、金融庁より銀行持株会社の設立等に関わる認可を取得
2012年10月	両行が共同株式移転により当社を設立 東京証券取引所市場第一部に上場
2012年12月	A種優先株式200億円を取得・消却するとともに、金融機能強化法（震災特例）に基づくC種優先株式200億円及びD種優先株式100億円を発行
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年1月	株式会社仙台銀行100%出資子会社「株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング」設立
2020年6月	株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行が監査等委員会設置会社へ移行
2020年11月	SBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2023年9月	金融機能強化法（コロナ特例）に基づくE種優先株式180億円を発行
2023年12月	SBI地銀ホールディングス株式会社に対する第三者割当による普通株式19.6億円を発行
2024年4月	株式会社きらやか銀行持分法適用会社である株式会社富士通山形インフォテックノの全株式を取得して完全子会社化、社名を株式会社Jimotecへ変更

### 3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社7社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社で構成され、銀行業を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### 〔銀行業〕

株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、公共債・投資信託・保険の窓販業務、社債受託及び登録業務等を行い、これらの業務の取引推進に積極的に取り組んでおり、中核業務と位置づけております。

また、当社において経営管理業務などを行っております。

#### 〔リース業〕

連結子会社である株式会社きらやか銀行及びきらやかリース株式会社においては、リース業務等を行っております。

#### 〔その他〕

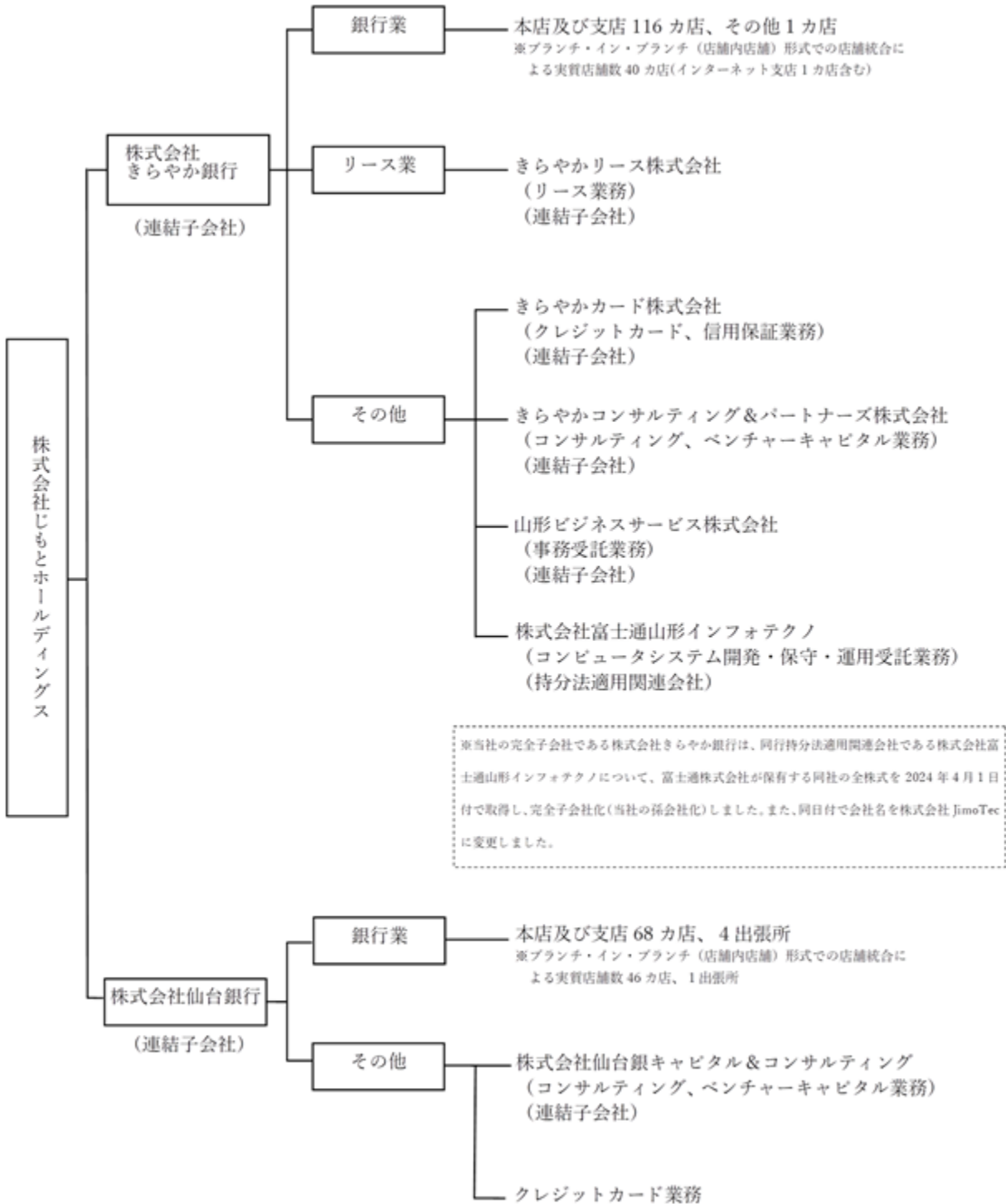
連結子会社4社においてクレジットカード及び信用保証業務、コンサルティング及びベンチャーキャピタル業務、事務受託業務を行っております。

また、持分法適用関連会社1社において、コンピュータシステム開発・保守・運用受託業務を行っております。なお、株式会社仙台銀行は一部でクレジットカード業務を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行は、同行持分法適用関連会社である株式会社富士通山形インフォテックノについて、富士通株式会社が保有する同社の全株式を2024年4月1日付で取得し、完全子会社化（当社の孫会社化）しました。また、同日付で会社名を株式会社JimoTecに変更しました。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
株式会社きらやか銀行	山形県 山形市	34,183	銀行業	100.0 (-) [-]	5 (5)	-	経営管理 預金取引関係	当社より建物の一部を賃借	-
株式会社仙台銀行	仙台市 青葉区	22,735	銀行業	100.0 (-) [-]	4 (4)	-	経営管理 預金取引関係	当社より建物の一部を賃借 当社に建物の一部を賃貸	-
きらやかリース株式会社	山形県 山形市	80	リース業	98.0 (98.0) [-]	1 (1)	-	-	-	-
きらやかカード株式会社	山形県 山形市	30	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	-	-	-	-
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	山形県 山形市	30	その他	55.0 (55.0) [-]	2 (2)	-	-	-	-
山形ビジネスサービス株式会社	山形県 山形市	10	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	-	-	-	-
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング	仙台市 青葉区	50	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	-	-	-	-
(持分法適用関連会社)									
株式会社富士通山形インフォテック	山形県 山形市	60	その他	49.0 (49.0) [-]	2 (2)	-	-	-	-
(その他の関係会社)				被所有					
SBIホールディングス株式会社	東京都 港区	180,400	-	34.00 (34.00) [-]	- (-)	-	-	-	資本業務提携
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都 港区	58,750	-	33.89 (-) [-]	1 (1)	-	第三者 割当増資	-	-

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行であります。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はSBIホールディングス株式会社であります。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。

6. 上記関係会社のうち、株式会社きらやか銀行、株式会社仙台銀行及びきらやかリース株式会社は、当連結会計年度における経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えております。

## 主要な損益情報等

	経常収益 (百万円)	経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社きらやか銀行	17,272	23,778	24,428	44,645	1,336,535
株式会社仙台銀行	15,118	1,693	1,167	41,397	1,338,964
きらやかリース株式会社	5,244	290	190	2,273	14,268



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

2024年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,344 [297]	25 [-]	49 [23]	1,418 [320]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員493人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2 [-]	45.1	21.4	6,609

- (注) 1. 当社従業員は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行からの出向者であります。なお、従業員数には各子銀行からの出向兼務者(株式会社きらやか銀行17人、株式会社仙台銀行9人)、非出向兼務者(株式会社きらやか銀行66人、株式会社仙台銀行61人)は含まれておりません。  
2. 当社の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
4. 平均勤続年数は、当社、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の勤続年数を通算して算出しております。  
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
6. 当社には従業員組合はありません。当社グループにはきらやか銀行従業員組合(組合員数630人)、仙台銀行新労働組合(組合員数549人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### 当社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	-	-	-	-

#### 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
きらやか銀行	10.1	112.5	60.0	69.8	66.2
仙台銀行	16.1	106.7	64.2	73.2	83.8

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

< 補足説明 >

当社は男性職員のみであります。また、育児休業取得について、該当者はありません。

労働者の男女の賃金の差異について、同一職位による賃金格差は無いものの、若手職員の女性割合やエリアコース制度選択者の女性割合が高いことが、格差の要因となっております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループでは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、「中小企業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。

#### (2) 経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、コロナ禍からの回復が進む中、世界的な物価上昇に伴う影響や、好調な企業業績による株高、日本銀行の大規模金融緩和政策の変更など、大きな変化が見られました。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済においても、観光需要の回復が進み、雇用・所得環境・消費が改善する一方で、資材高騰の影響が各分野で顕在化してきました。

地域金融を取り巻く環境は、人口減少等を背景とした地域経済の縮小、金利動向の変化、銀行間競争、ITを活用したDXの推進による金融ビジネスの変革などにより、環境変化のスピードがさらに増していくことが予想されます。

当社グループでは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、「中小企業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。

また、コロナ特例の金融機能強化法に基づき2023年9月に180億円の公的資金を受入れ、さらに2023年12月にSBIグループより追加出資をいただくことで、きらやか銀行の財務基盤を強化し、地元企業の再生支援に取り組んでまいりました。

当社グループのセグメント毎の経営環境の認識は、以下のとおりであります。

#### 銀行業

日本銀行の金融政策の方向転換により、各銀行は、金利上昇の環境を見込み、預金金利を引き上げ、預金獲得への動きが見られるようになりました。現在は預金金利の上昇が先行しておりますが、今後は、貸出金利や有価運用利回りの見直しによる資金運用収益の改善が大きな経営課題になるものと認識しております。

しかしながら、金融政策変更後に急速な円安が進行したことで、わが国全体において、金利の引き上げに向けた環境が不透明であること、さらには貸出金利引き上げに対する融資取引先の警戒感も強いことなどから、今後の市場動向を慎重に見極めたうえで金利への対応を進めていくことが必要となっております。

また、きらやか銀行では、コロナ禍の収束後も、業況がさらに悪化する取引先が見られることから、取引先への経営支援方針を見直し、多額の与信関係費用を計上しました。当グループが基盤とする地域の経済動向は、仙台都市圏を除くと人口減少と縮小化がさらに進展しており、与信リスク管理には引き続き傾注することが必要と認識しております。

#### リース業・その他

きらやか銀行子会社である、きらやかリースは、同行の取引先への経営支援方針の見直しに伴い、同行との共通債務者に対して引当金を追加計上し、2024年3月期決算は1億9千万円の赤字決算となりました。

これにより大口の与信関係費用の発生が懸念される取引先への対応を行いました。今後は、きらやか銀行の各取引先への経営支援方針にも基づき、経営支援と与信管理を展開することが経営課題となっております。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### <きらやか銀行の経営再建に向けた取組み>

きらやか銀行は、2024年3月期において、コロナ禍後の物価上昇等で業績がさらに悪化する取引先が顕在化してきたことから、取引先の実態を改めて把握のうえ、これまでの経営支援方針を変更し、多額の与信関係費用を計上しました。また、有価証券ポートフォリオの再構築により収益力の改善を図るため、有価証券関係損失を計上したことから、同行は過去最大の244億円の赤字決算となりました。

今回、多額の与信関係費用を計上するに至った原因としては、以下の問題があるものと認識しております。

業績が悪化した長年の取引先との向き合い方が不十分であり、事業整理や廃業等まで踏み込んだ対応を行ってこなかった。

一見、優良企業と見られる取引先への審査及びモニタリングが不十分であり、新たに大口取引先の粉飾決算が発覚した。

同行は、これまで与信管理体制の強化を進めてきましたが、なお途上にあり、企業支援と審査体制の再構築にあたっては、外部視点を積極的に取り入れることが必要と判断しました。このため同行は、企業支援の外部専門家、仙台銀行の審査担当役員を招くなど、当社グループ全体で同行の経営再建に向けた実効性を高めてまいります。

< 公的資金返済に関する国との協議開始 >

きらやか銀行は、2009年に資本参加を受けた公的資金200億円（当社C種優先株式、震災特例）について、2024年9月に返済を予定しておりましたが、上記のとおり、同行は2024年3月期に多額の赤字決算となりました。

このため当社ときらやか銀行は、同行の自己資本比率の状況に鑑み、同行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を十分に発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年9月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

こうした方針を踏まえ、当社及びきらやか銀行は、2024年4月26日の取締役会において、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、当社C種優先株式の返済時期の見直しも含め、公的資金返済に関する協議を開始することを決定しております。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

#### サステナビリティ基本方針の制定

当社グループは、2021年12月に「サステナビリティ基本方針」を制定しております。

地域金融グループとして、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」ことを経営理念としております。この経営理念に基づく事業活動を通じて、取引先や地域社会の持続可能な発展に貢献し、併せて、当社グループの中長期的な企業価値の向上にもつなげていく「共通価値の創造」の実現を目指してまいります。

#### T C F D提言への賛同について

当社グループは、気候変動などの地球環境問題に主体的に取り組むため、その一環としてT C F D提言への賛同を表明しております。引続き、環境問題等の課題解決に向けて主体的に取り組んでまいります。

#### 取締役会、経営会議の役割の明確化、サステナビリティ推進グループの設置

当社グループの取組状況等について、経営会議及び取締役会に報告、サステナビリティに関連するリスク及び機会を識別し、評価、監視する態勢を構築しております。

また、2022年4月にサステナビリティ推進グループを経営会議の下部組織として設置し、サステナビリティに係る事項全般、特にサステナブルファイナンス、気候変動リスク等の重点課題の企画、協議、関連部署との調整を行っております。

#### P D C A、四半期毎のグループ集約等の取組み

サステナビリティ推進グループ事務局にて、中期経営計画のサステナビリティ関連に係る進捗を四半期毎にP D C A管理しております。各子銀行においては、経営企画部が全体を統括、管理し、気候変動リスクについては、経営企画部に加え、リスク統括部が全体を統括しております。

### (2) 戦略

#### サステナブルな社会実現に向けた投融資

サステナビリティ基本方針に基づき、取引先や地域社会の持続可能な発展に貢献する投融資業務に取り組むにあたり、「サステナビリティ投融資方針」を制定しました。サステナビリティ関連は投融資方針に従い、当社グループで積極的に対応してまいります。

#### <サステナビリティ投融資方針>

##### 1. 積極的に取り組む企業や事業分野

当社グループは、取引先や地域社会の持続可能な発展にポジティブな影響をもたらす可能性の高い以下の企業や事業活動に対して、継続的かつ積極的に投融資を行い支援いたします。

- ・SDGs・ESGの趣旨に沿った経営を志向する企業及び事業活動。
- ・地域企業の創業、イノベーション創出・成長・DX推進に取り組む企業及び事業活動。
- ・再生可能エネルギーや省エネルギーなど、気候変動リスクの低減に取り組む企業及び事業活動。
- ・脱プラスチックや森林資源保全など環境問題の解決に取り組む企業及び事業活動。
- ・社会問題の解決に取り組む企業及び事業活動。

##### 2. ネガティブな影響の低減・回避

当社グループは、取引先や地域社会の持続可能な発展に極めて大きいネガティブな影響をもたらす可能性の高い以下の事業分野に対しては、原則、投融資を行いません。

ただし、例外的に取り組みを検討する場合は、国のエネルギー政策のほか、国際的なガイドラインなどを参考に、環境や地域社会への影響など個別案件ごとの背景や特性を十分に検討のうえ、慎重に対応いたします。

- ・新設の石炭火力発電事業
- ・原生林や生態系の破壊など環境への甚大な影響が懸念される森林伐採事業など
- ・人権侵害や強制労働が懸念されるパーム油農園開発事業など
- ・クラスター爆弾製造関連事業などの非人道的事業

#### 気候関連金融リスクへの対応

#### <リスクと機会>

気候変動リスクについては、移行リスクと物理的リスクを認識しております。

移行リスクについては、脱炭素社会に向けた移行の過程において、当社グループ取引先が規制強化や税制等の変更、新技術・設備への切替に伴うコスト増加の影響を受けることによる、信用リスクの増加を想定しています。

物理的リスクについては、気候変動によってもたらされる自然災害が、当社グループ取引先の事業活動へ悪影響を与え、それに伴う信用リスクの増加や不動産担保の毀損を想定しています。また、当社グループへの直接的な影響として、本社及び営業拠点の損傷等による営業中断、本部機能の停滞が発生するリスクがあると想定しています。

機会については、脱炭素社会の実現に向けた新たな分野の産業に対する投融資の増加、資金調達の多様化による取引先への支援強化や積極的な取り組みを支援する等のソリューション機会の増加を想定しております。

#### <シナリオ分析>

上記のような気候変動に起因する金融リスクが当社グループに及ぼす影響を定量的に把握するため、シナリオ分析の実施に向け、その手法等について検討を進めてまいります。

#### 人的資本関連

##### <人材の多様性確保の考え方>

当社グループは、全ての業務において、性別、国籍、学歴、入社時期等に関係なく、職員のキャリア形成を図り、能力を發揮できるよう、職員のワークライフバランスの向上、能力開発等に積極的に取り組み、優秀な人材を積極的に登用してまいります。多様性確保に向けた取り組みについては、下記方針に基づき、積極的に取り組んでまいります。

##### <人材育成方針>

当社グループは、銀行業務の拡大や働き方改革が進展する中、様々な選択肢を持った人事制度を構築し、性別や採用経緯等に関わりなく、多様な人材が活躍し、能力を發揮できるよう人材育成に取組む方針としております。また、資本業務提携先であるSBIグループ等との人材交流に積極的に取り組み、多様なノウハウの吸収と人材育成に取組む方針としております。

##### <社内環境整備方針>

当社グループは少子高齢化、コロナ禍による社会経済の急変、DXの進展、新業務の拡大等の環境変化が進展する中、スピード感のある業務変革に取組む方針としております。多様な人材の活躍を促進するためには、これらの環境変化に対応し、性別等に関わりなく、働き甲斐と働きやすさ、自己実現ができる環境を整備することが必要と考えております。こうした観点から、当社グループは「育児や介護との両立支援」や「新たな働き方・人材育成」の環境整備を一体で進めております。

### (3) リスク管理

当社グループでは、経営環境の変化やサステナビリティ関連のリスクの多様化に、適切かつ柔軟に対応し、リスクの顕在化による事業への影響を最小限に抑えるため、管理態勢の構築を検討してまいります。

また、気候関連金融リスクが、当社グループの事業・財務に大きな影響を与えることを認識し、従来の統合リスク管理の枠組みに加えて、複合的に管理する体制の整備を検討してまいります。

### (4) 指標及び目標

#### <人的資本における多様性の確保に向けた自主的かつ測定可能な目標>

当社グループでは下記のとおり、目標を設定しております。

当社の連結子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行は、2026年3月末までに「管理職に占める女性職員割合15%以上」を目標としております。

「管理職に占める女性職員割合」の2024年3月末指標については、「第1企業の概況 5 従業員の状況(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」欄を参照願います。仙台銀行におきまして、2023年3月末にて目標を達成しておりますが、更なる多様性確保に向け、人材の育成に取組んでまいります。

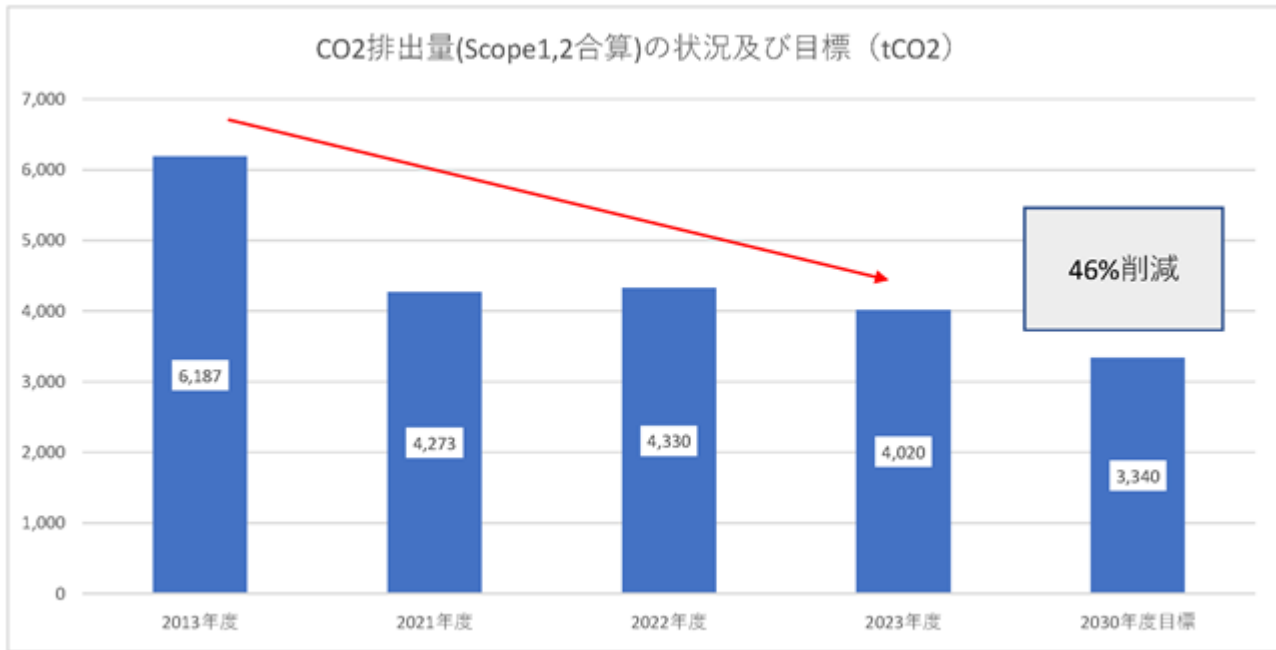
#### <サステナビリティ関連投融資の実行目標>

当社グループでは、2030年度までに1,000億円の実行を目指します。

サステナビリティ関連投融資 (2023年度累計実績 429億円)

#### <CO2排出量 (Scope1.Scope2) の削減目標>

当社グループでは、2030年度の子銀行合算のCO2排出量について、2013年度比46%削減を目標とし、取組んでまいります。なお、2023年度のCO2排出量は2013年度比35%削減しております。



業種	2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	2030年度目標
CO2排出量 ( tCO2 ) ( Scope1 , 2合算 )	6,187	4,273	4,330	4,020	3,340
削減実績 ( tCO2 ) ( 2013年度比 )	-	1,914	1,857	2,167	2,847
削減実績 ( 2013年度比 )	-	30.9%	30.0%	35.0%	46.0%

Scope1 : 事業者自らによる直接排出 Scope2 : 他社から供給された電気等の使用に伴う間接排出

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1)信用リスク

リスクが顕在化した場合に経営成績等に与える影響の内容等

国内外の景気動向、不動産価格の変動、当社及び当社グループ企業(以下「当社グループ」という。)のお取引先における経営状況の変動等により、不良債権及び与信関係費用が増加する可能性があります。

当社グループは、主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、主に中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出しており、貸出先からの資金回収が困難になった場合や引当金が当初見込みより増加した場合、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対応策

世界経済の先行きは、急減速を回避する軟着陸が想定されているものの、物価高の再燃や米国の保護主義の強まり、中国経済の失速等、世界経済の成長率を下振れさせる懸念材料が点在しております。このような海外情勢がわが国経済、とりわけ当社グループの主要取引先である中小企業に与える影響は大きいものと思われ、企業物価の高止まりや賃上げによる人件費負担増加による収益力悪化により、当該リスクが顕在化する可能性が相応にあるものと認識しております。

当社グループでは、「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域社会に貢献する」という経営理念のもと、お取引先への資金繰り支援に加え、事業再生・成長支援等の十分なサポートをしております。また、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、与信集中リスクを排除したポートフォリオを構築しているほか、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスク管理を行っております。

#### (2)市場リスク

リスクが顕在化した場合に経営成績等に与える影響の内容等

当社グループの主要業務である有価証券投資及び国際業務等を通じて形成された当社グループの資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

##### イ．金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

当社グループでは金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ロ．価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

当社グループは株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ハ．為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

当社グループは、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対応策

国内外の株式相場下落や国債をはじめとする市場性のある債券等の金利上昇に伴う価格の下落、及び為替相場の変動により評価損や実現損が発生するリスクが顕在化する可能性があります。

当社グループでは、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立した部署とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスとバック・オフィスを部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

リスク管理手法としては、VaR等リスク量のモニタリングやストレステスト及びシミュレーション分析を行い、資産・負債が抱える市場リスクの状況把握を行っております。



また、過大な市場リスクを保有しないように、保有限度枠や損失限度枠を設定し、遵守状況をモニタリングし、グループリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を機動的に行っております。

### (3)その他顕在化するリスクは低いものの、想定されるリスク

その他顕在化するリスクは低いものの、想定されるリスクとしては以下のものがあります。

なお、いずれのリスクについても、個々のリスク毎に適切な管理態勢を構築し、顕在化しないよう管理しております。

#### 流動性リスク

当社グループは、適切な流動性管理に努めておりますが、当社グループの業績及び財務内容等が悪化した場合や、当社グループへの悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、資金調達費用の増加や必要な資金を確保できなくなることを通じて、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 災害等に係るリスク

当社グループは宮城県及び山形県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当社グループが保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び役職員は宮城県及び山形県に集中しております。

当社グループは、不測の事態に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、宮城県及び山形県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合、被害の程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当社グループの施設及び役職員に甚大な被害が及びる可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。

これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システムリスク

当社グループは、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを利用し、業務を運営しております。コンピュータシステムの停止(大規模災害によるものを含む)または誤作動等の障害の発生、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃等により情報の破壊や流出が発生した場合、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。とりわけ近年、我が国においてもサイバー攻撃事案が多発しておりますので、当社グループでもサイバーセキュリティ対策を強化してまいります。

#### 経営統合に関するリスク

当社は、2012年10月1日、株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」という。)と株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」という。)の共同株式移転により設立されました。

当社グループは、広域的な店舗・営業ネットワークを活かして、「お客様に喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」ことを目指し、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

しかしながら、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下の事項が考えられますが、これらに限られません。

- ・サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性
- ・当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続きその他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性

#### 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、当社の収入の大部分は、当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

#### 公的資金に関するリスク

当社は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い金融庁に対して「経営強化計画」を提出しておりますが、その履行状況によっては、金融庁より業務改善命令等の措置を受け、当社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。また、公的資金導入にあたり当社が株式会社整理回収機構を割当先として発行した各優先株式が普通株式へ転換された場合には、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が発生する可能性があります。

#### 自己資本比率

当社グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第20号)に定められた第二基準(現時点では4%)以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第19号)に定められた国内基準(現時点では4%)以上に維持することを求められておりますが、当社グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、監督当局から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当社グループ又は銀行子会社の自己資本比率に影響を与える主な要因としては以下のものがあります。

#### イ．繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

#### ロ．その他

その他自己資本比率に影響を与える主な要因としては以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の大幅な低下
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な事態の展開

#### コンプライアンスリスク

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、当社グループの評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報資産管理リスク

当社グループは、多数のお客様の情報及び経営情報を有しており、様々な安全管理措置等を講じるなど、その管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりそれらの情報の漏洩、紛失、不正使用等が発生した場合には、当社グループの信用が失墜し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 退職給付債務に係るリスク

当社グループの年金資産の時価が下落した場合や、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 各種規制の変更リスク

当社グループは、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来においてこれらの変更があった場合には、それらによって発生する事態が、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 格付低下に係るリスク

当社グループは、格付機関から格付を取得しております。格付が引き下げられた場合、資金調達コストの上昇や市場からの資金調達が困難になるなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスク

当社グループや金融業界に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、宮城県及び山形県を中心とした東北地区を主要な営業基盤としております。地域経済が低迷あるいは悪化した場合、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加するなど、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 主要な事業の前提事項に関するリスク

当社の子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止又は免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、きらやか銀行及び仙台銀行ともにこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。

しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止又は免許の取消等があった場合には、きらやか銀行及び仙台銀行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度末の連結財政状態については、資産は前連結会計年度末比215億円増加の2兆6,808億円、負債は前連結会計年度末比156億円増加の2兆5,971億円となりました。純資産は、金融機能強化法に基づくコロナ特例公的資金180億円、SBI地銀ホールディングス株式会社に対する第三者割当増資19億66百万円を調達したものの、親会社株主に帰属する当期純損失234億円を計上したこと、その他有価証券評価差額金が87億円改善したことなどから、前連結会計年度末比58億円増加の836億円となりました。

主な勘定残高については、貸出金残高は、消費者ローン（住宅ローン等）や中小企業向け貸出金の増加などから前連結会計年度末比331億円増加の1兆9,161億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、前連結会計年度末比348億円減少の2兆4,512億円となりました。有価証券残高は、金融市場の動向を勘案し、ポートフォリオを見直すために有価証券を一部売却したことなどから、前連結会計年度末比1,473億円減少の3,470億円となりました。

なお、当社グループの中核的企業である子会社のうち、きらやか銀行単体の当事業年度末における貸出金残高は、前事業年度末比10億円増加の9,829億円、預金残高（譲渡性預金含む）は、前事業年度末比470億円減少の1兆2,300億円となりました。仙台銀行単体の当事業年度末における貸出金残高は、前事業年度末比325億円増加の9,358億円、預金残高（譲渡性預金含む）は、前事業年度末比119億円増加の1兆2,229億円となりました。

当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比5億7百万円増加の379億42百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行において与信関係費用が大幅に増加したことや国債等債券償還損を計上したことなどにより、前連結会計年度比185億38百万円増加の602億71百万円となりました。その結果、経常損益は、前連結会計年度比180億31百万円減少の223億29百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度比163億80百万円減少の234億62百万円の損失となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前連結会計年度比3億49百万円増加の309億31百万円、セグメント損益は前連結会計年度比176億91百万円減少の222億51百万円の損失となりました。

リース業は、経常収益が前連結会計年度比1億35百万円増加の65億15百万円、セグメント損益は前連結会計年度比3億97百万円減少の1億1百万円の損失となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前連結会計年度比82百万円減少の11億16百万円、セグメント利益は前連結会計年度比10百万円減少の82百万円となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は3,569億32百万円と前連結会計年度末と比べ1,357億7百万円（61.3%）の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### ・営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金の増加による流出が331億46百万円、預金の減少による流出が370億7百万円、借入金の増加による流入が598億39百万円ありました。

これらにより営業活動によるキャッシュ・フローは138億50百万円の流出（前連結会計年度比61億17百万円の支出減少）となりました。

##### ・投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による流出が205億24百万円、売却による流入が324億35百万円、償還による流入が1,173億77百万円ありました。

これらにより投資活動によるキャッシュ・フローは1,299億15百万円の流入（前連結会計年度比1,103億66百万円の収入の増加）となりました。

##### ・財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による流入が198億89百万円、配当金の支払による流出が2億40百万円ありました。

これらにより財務活動によるキャッシュ・フローは196億42百万円の流入（前連結会計年度比202億98百万円の収入の増加）となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

・貸倒引当金の計上

当社グループにおける貸出金、支払承諾見返等の債権の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は次のとおりであります。

）財政状態の分析

当連結会計年度末の連結財政状態については、資産は前連結会計年度末比215億円増加の2兆6,808億円、負債は前連結会計年度末比156億円増加の2兆5,971億円となりました。純資産は金融機能強化法に基づくコロナ特例公的資金180億円、SBI地銀ホールディングス株式会社に対する第三者割当増資19億66百万円を調達したものの、親会社株主に帰属する当期純損失234億円を計上したこと、その他有価証券評価差額金が87億円改善したことなどから前連結会計年度末比58億円増加の836億円となりました。

主な勘定残高については、貸出金残高は、消費者ローン（住宅ローン等）や中小企業向け貸出金の増加などから前連結会計年度末比331億円増加の1兆9,161億円となりました。

（単位：百万円）

	2023年3月31日（B）	2024年3月31日（A）	増減（A）-（B）
貸出金（連結）	1,883,027	1,916,174	33,146
貸出金（2行合算）	1,885,223	1,918,795	33,571
うち中小企業向け貸出	1,089,668	1,093,365	3,697
うち消費者ローン	570,539	611,388	40,849
うち地方公共団体向け貸出	88,258	92,219	3,961

預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金が減少したことから、前連結会計年度末比348億円減少の2兆4,512億円となりました。

（単位：百万円）

	2023年3月31日（B）	2024年3月31日（A）	増減（A）-（B）
預金 + 譲渡性預金（連結）	2,486,111	2,451,232	34,878
預金 + 譲渡性預金（2行合算）	2,488,038	2,453,006	35,032
うち個人預金	1,590,239	1,560,045	30,194
うち法人預金	674,238	678,233	3,994
うち公金預金	204,510	210,983	6,472

有価証券残高は、金融市場の動向を勘案し、ポートフォリオを見直すために有価証券を一部売却したことなどから、前連結会計年度末比1,473億円減少の3,470億円となりました。

（単位：百万円）

	2023年3月31日（B）	2024年3月31日（A）	増減（A）-（B）
有価証券（連結）	494,413	347,075	147,337
有価証券（2行合算）	498,265	350,922	147,342
うち国債	3,235	5,184	1,949
うち地方債	42,996	36,287	6,709
うち社債	74,813	53,172	21,640
うち株式	8,604	9,280	675
うちその他証券	368,615	246,997	121,617

）経営成績の分析

資金運用収支は、前連結会計年度比1億43百万円減少の231億80百万円となりました。

役務取引等収支は、前連結会計年度比68百万円増加の32億29百万円となりました。

その他業務収支は、きらやか銀行において国債等債券償還損の増加等から前連結会計年度比84億54百万円減少の83億11百万円となりました。

以上の結果、経常損益は、前連結会計年度比180億31百万円減少の223億29百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度比163億80百万円減少の234億62百万円の損失となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (B)	当連結会計年度 (A)	増減 (A) - (B)
連結経常収益	37,435	37,942	507
連結業務粗利益	26,628	18,098	8,529
資金運用収支	23,323	23,180	143
役務取引等収支	3,161	3,229	68
その他業務収支	142	8,311	8,454
営業経費	22,348	22,258	89
貸倒償却引当費用	9,358	19,135	9,776
株式等関係損益	377	734	357
持分法による投資損益	20	28	8
その他損益	383	202	181
経常損失 ( )	4,297	22,329	18,031
特別損益	510	1,092	582
税金等調整前当期純損失 ( )	4,808	23,422	18,613
法人税等合計	2,269	36	2,232
法人税、住民税及び事業税	418	561	143
法人税等調整額	1,850	525	2,375
当期純損失 ( )	7,078	23,458	16,380
非支配株主に帰属する当期純利益	4	3	0
親会社株主に帰属する当期純損失 ( )	7,082	23,462	16,380

）キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

）経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

また、不良債権処理については、貸倒引当金繰入額が前連結会計年度比89億90百万円増加したこと等により、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比97億76百万円増加の191億35百万円となりました。

株式等関係損益については、株式等売却益が前連結会計年度比3億64百万円増加したこと等により、前連結会計年度末比3億57百万円増加の7億34百万円となりました。

）資本の財源及び資金の流動性

当社グループの中核事業は銀行業であることから、資金調達手段は主に預金であり、資金運用手段は主に貸出金、有価証券であります。当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は2,212億24百万円でありました。営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加及び預金の減少による流出等により138億50百万円の流出、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による流入等により1,299億15百万円の流入、財務活動によるキャッシュ・フローは株式の発行による流入等により196億42百万円の流入となったことから、期中現金及び現金同等物は1,357億7百万円増加して、現金及び現金同等物の期末残高は3,569億32百万円となっております。

また、当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性を維持することが重要だと認識しております。このため、グループリスク管理委員会等のモニタリングを通じて、市場環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

なお、当面の設備投資や株主還元等は、自己資金で対応する予定であります。

）経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画（2021年4月～2024年3月）のうち2024年3月期の主要計数目標及び達成状況は次のとおりであります。

2021年4月よりスタートした中期経営計画の進捗は、コア業務純益が計画比27億円減少の44億円、当期純損益は計画比279億円減少の234億円の損失となりました。

		2024年3月期 (計画)	2024年3月期 (実績)	2024年3月期 (計画比)
コア業務純益(投信解約益等を除く)(1)(2)	億円	71	44	27
当期純利益	億円	45	234	279
コアOHR(投信解約益等を除く)(2)(3)	%	75.8	83.3	7.5
預金平残(4)	億円	25,151	24,640	511
貸出金平残(4)	億円	18,936	18,873	62
自己資本比率	%	8.2程度	7.62	0.58程度
顧客向けサービス業務利益(4)(5)	億円	28	40	11

(1) コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

(2) 投信解約益等 = 投信解約益 + 債権売却益

(3) コアOHR = 経費 / コア業務粗利益 × 100

(4) 株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の単体計数の単純合算を表示しております。

(5) 顧客向けサービス業務利益 = 貸出残高 × 預貸金利回り差 + 役務取引等利益 - 営業経費



(3) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比1億45百万円減少の231億45百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比68百万円増加の32億29百万円、その他業務収支は前連結会計年度比84億16百万円減少の83億53百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前連結会計年度比1百万円増加の34百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比0百万円減少の0百万円、その他業務収支は前連結会計年度比37百万円減少の41百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前連結会計年度比1億43百万円減少の231億80百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比68百万円増加の32億29百万円、その他業務収支は前連結会計年度比84億54百万円減少の83億11百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	23,290	33	-	23,323
	当連結会計年度	23,145	34	-	23,180
うち資金運用収益	前連結会計年度	23,523	33	0	23,556
	当連結会計年度	23,415	35	1	23,449
うち資金調達費用	前連結会計年度	233	0	0	233
	当連結会計年度	269	1	1	269
役務取引等収支	前連結会計年度	3,161	0	-	3,161
	当連結会計年度	3,229	0	-	3,229
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,691	1	-	6,693
	当連結会計年度	6,864	-	-	6,864
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,530	1	-	3,532
	当連結会計年度	3,634	0	-	3,634
その他業務収支	前連結会計年度	63	79	-	142
	当連結会計年度	8,353	41	-	8,311
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,480	80	-	1,560
	当連結会計年度	1,319	41	-	1,361
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,417	0	-	1,418
	当連結会計年度	9,672	-	-	9,672

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達の状況

国内業務部門の資金運用勘定は、平均残高は預け金、有価証券等の減少により前連結会計年度比73億55百万円減少の2兆5,580億51百万円、利回りは前連結会計年度同等の0.91%、受取利息は前連結会計年度比1億8百万円減少の234億15百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は預金の減少により前連結会計年度比273億37百万円減少の2兆5,585億92百万円、利回りは前連結会計年度比0.01%ポイント上昇の0.01%、支払利息は前連結会計年度比36百万円増加の2億69百万円となりました。

国際業務部門の資金運用勘定は、平均残高は前連結会計年度比3億40百万円減少の40億40百万円、利回りは前連結会計年度比0.11%ポイント上昇の0.88%、受取利息は前連結会計年度比2百万円増加の35百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は前連結会計年度比3億48百万円減少の40億77百万円、利回りは前連結会計年度比0.01%ポイント上昇の0.02%、支払利息は前連結会計年度比1百万円増加の1百万円となりました。

この結果、合計の資金運用勘定は、平均残高は前連結会計年度比74億42百万円減少の2兆5,580億23百万円、利回りは前連結会計年度同等の0.91%、受取利息は前連結会計年度比1億7百万円減少の234億49百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は前連結会計年度比274億32百万円減少の2兆5,586億1百万円、利回りは前連結会計年度比0.01%ポイント上昇の0.01%、支払利息は前連結会計年度比36百万円増加の2億69百万円となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,565,407	23,523	0.91
	当連結会計年度	2,558,051	23,415	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	1,868,543	22,030	1.17
	当連結会計年度	1,884,728	22,403	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	0.00
	当連結会計年度	0	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	531,516	1,170	0.22
	当連結会計年度	514,479	705	0.13
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,219	2	0.09
	当連結会計年度	79	0	0.00
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前連結会計年度	393	23	6.05
	当連結会計年度	400	23	5.89
うち預け金	前連結会計年度	158,411	295	0.18
	当連結会計年度	154,295	280	0.18
資金調達勘定	前連結会計年度	2,585,929	233	0.00
	当連結会計年度	2,558,592	269	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,333,484	145	0.00
	当連結会計年度	2,281,253	197	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	179,430	5	0.00
	当連結会計年度	180,947	5	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	180	0	0.05
	当連結会計年度	2,655	0	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金・社債	前連結会計年度	75,284	52	0.06
	当連結会計年度	96,095	56	0.05

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めてあります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度54,483百万円、当連結会計年度41,537百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,947百万円、当連結会計年度2,824百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

## 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	4,380	33	0.77
	当連結会計年度	4,040	35	0.88
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	3,966	33	0.85
	当連結会計年度	3,946	35	0.91
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	4,426	0	0.01
	当連結会計年度	4,077	1	0.02
うち預金	前連結会計年度	101	0	0.00
	当連結会計年度	8	0	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金・社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度 - 百万円、当連結会計年度 - 百万円)を控除して表示しております。

## 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,569,787	4,322	2,565,465	23,557	0	23,556	0.91
	当連結会計年度	2,562,091	4,068	2,558,023	23,450	1	23,449	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	1,868,543	-	1,868,543	22,030	-	22,030	1.17
	当連結会計年度	1,884,728	-	1,884,728	22,403	-	22,403	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
	当連結会計年度	0	-	0	-	-	-	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	535,482	-	535,482	1,204	-	1,204	0.22
	当連結会計年度	518,425	-	518,425	741	-	741	0.14
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	2,219	-	2,219	2	-	2	0.09
	当連結会計年度	79	-	79	0	-	0	0.00
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち買入金銭債権	前連結会計年度	393	-	393	23	-	23	6.05
	当連結会計年度	400	-	400	23	-	23	5.89
うち預け金	前連結会計年度	158,411	-	158,411	295	-	295	0.18
	当連結会計年度	154,295	-	154,295	280	-	280	0.18
資金調達勘定	前連結会計年度	2,590,355	4,322	2,586,033	233	0	233	0.00
	当連結会計年度	2,562,670	4,068	2,558,601	270	1	269	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,333,586	-	2,333,586	145	-	145	0.00
	当連結会計年度	2,281,262	-	2,281,262	197	-	197	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	179,430	-	179,430	5	-	5	0.00
	当連結会計年度	180,947	-	180,947	5	-	5	0.00
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	180	-	180	0	-	0	0.05
	当連結会計年度	2,655	-	2,655	0	-	0	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うちコマース ャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金・社債	前連結会計年度	75,284	-	75,284	52	-	52	0.06
	当連結会計年度	96,095	-	96,095	56	-	56	0.05

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度54,483百万円、当連結会計年度41,537百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,947百万円、当連結会計年度2,824百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、前連結会計年度比1億70百万円増加の68億64百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前連結会計年度比1億1百万円増加の36億34百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,691	1	-	6,693
	当連結会計年度	6,864	-	-	6,864
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,859	-	-	2,859
	当連結会計年度	2,968	-	-	2,968
うち為替業務	前連結会計年度	1,438	1	-	1,440
	当連結会計年度	1,395	-	-	1,395
うち証券関連業務	前連結会計年度	248	-	-	248
	当連結会計年度	261	-	-	261
うち代理業務	前連結会計年度	168	-	-	168
	当連結会計年度	190	-	-	190
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	22	-	-	22
	当連結会計年度	20	-	-	20
うち保証業務	前連結会計年度	88	-	-	88
	当連結会計年度	91	-	-	91
うち投信窓販業務	前連結会計年度	281	-	-	281
	当連結会計年度	352	-	-	352
うち保険窓販業務	前連結会計年度	1,184	-	-	1,184
	当連結会計年度	1,199	-	-	1,199
役務取引等費用	前連結会計年度	3,530	1	-	3,532
	当連結会計年度	3,634	0	-	3,634
うち為替業務	前連結会計年度	335	1	-	336
	当連結会計年度	343	0	-	343

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,306,786	31	-	2,306,818
	当連結会計年度	2,269,810	-	-	2,269,810
うち流動性預金	前連結会計年度	1,560,936	-	-	1,560,936
	当連結会計年度	1,558,846	-	-	1,558,846
うち定期性預金	前連結会計年度	740,532	-	-	740,532
	当連結会計年度	706,046	-	-	706,046
うちその他	前連結会計年度	5,318	31	-	5,349
	当連結会計年度	4,917	-	-	4,917
譲渡性預金	前連結会計年度	179,293	-	-	179,293
	当連結会計年度	181,422	-	-	181,422
総合計	前連結会計年度	2,486,080	31	-	2,486,111
	当連結会計年度	2,451,232	-	-	2,451,232

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金



(7) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,883,027	100.00	1,916,174	100.00
製造業	134,078	7.12	128,001	6.68
農業，林業	8,724	0.46	8,632	0.45
漁業	282	0.02	274	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	828	0.04	792	0.04
建設業	149,331	7.93	155,277	8.10
電気・ガス・熱供給・水道業	12,518	0.66	14,870	0.78
情報通信業	13,983	0.74	11,358	0.59
運輸業，郵便業	43,422	2.31	43,107	2.25
卸売業，小売業	132,280	7.02	126,706	6.61
金融業，保険業	95,563	5.08	87,981	4.59
不動産業，物品賃貸業	424,592	22.55	435,763	22.74
各種サービス業	205,841	10.93	197,250	10.30
地方公共団体	88,258	4.69	92,219	4.81
その他	573,309	30.45	613,927	32.04
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,883,027	-	1,916,174	-

（注）１．「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

外国政府等向け債権残高（国別）  
該当事項はありません。

(8) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	3,235	-	-	3,235
	当連結会計年度	5,184	-	-	5,184
地方債	前連結会計年度	42,996	-	-	42,996
	当連結会計年度	36,287	-	-	36,287
社債	前連結会計年度	74,803	-	-	74,803
	当連結会計年度	53,167	-	-	53,167
株式	前連結会計年度	4,704	-	-	4,704
	当連結会計年度	5,339	-	-	5,339
その他の証券	前連結会計年度	364,838	3,834	-	368,672
	当連結会計年度	244,294	2,802	-	247,096
合計	前連結会計年度	490,578	3,834	-	494,413
	当連結会計年度	344,273	2,802	-	347,075

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。  
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2024年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	7.62
2. 連結における自己資本の額	1,061
3. リスク・アセットの額	13,925
4. 連結総所要自己資本額	557

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社きらやか銀行(単体)の資産の査定の額

債権の区分	2023年3月31日	2024年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59	198
危険債権	347	463
要管理債権	18	3
正常債権	9,675	9,433

## 株式会社仙台銀行（単体）の資産の査定額

債権の区分	2023年3月31日	2024年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18	21
危険債権	250	266
要管理債権	33	33
正常債権	8,828	9,141

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、顧客の利便性向上及び効率的な営業基盤の整備を目的として、銀行業を中心に設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、既存店舗等の改修、老朽化設備の更新、事務機器・システム関連投資など、総額2,963百万円の設備投資を行いました。

リース業においては、事務機器・システム関連投資など、10百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において重要な設備の売却・除却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当社	株式会社じもとホールディングス	本社	宮城県仙台市青葉区	銀行業	本社	-	-	-	1	-	1	2
連結子会社	株式会社 ㈱きらやか銀行	本店 他98店	山形県	銀行業	店舗	78,502.30 (27,156.54)	3,648	3,452	1,131	-	8,232	505
		仙台支店 他6店	宮城県	銀行業	店舗	4,164.18 (579.21)	1,370	148	63	-	1,582	101
		新潟支店 他4店	新潟県	銀行業	店舗	4,956.66 (207.83)	436	76	33	-	546	33
		福島支店	福島県福島市	銀行業	店舗	132.29	23	12	8	-	44	9
		本荘支店 他1店	秋田県 由利本荘市	銀行業	店舗	1,739.89	68	22	13	-	103	9
		東京支店 他1店	東京都新宿区	銀行業	店舗	-	-	1	7	-	9	10
		大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区	銀行業	店舗	-	-	-	10	-	10	7
		社宅・寮・厚生施設他	山形県他	銀行業	社宅・寮・厚生施設他	33,239.14 (2,353.27)	807	225	0	-	1,033	-
	株式会社 ㈱仙台銀行	本店 他72店	宮城県	銀行業	店舗・事務所	49,009.90 (7,720.45)	7,188	3,746	1,074	-	12,009	668
		作並倉庫	宮城県仙台市青葉区	銀行業	倉庫	4,160.79	19	3	0	-	22	-
		望洋寮他	宮城県	銀行業	社宅・寮	1,001.12	2	3	0	-	6	-
		本店	宮城県仙台市青葉区	その他	事務所	-	-	0	0	-	0	2
	きらやかリース(株)	本社	山形県山形市	リース業	営業所	-	-	2	9	-	11	25
	きらやかカード(株)	本社	山形県山形市	その他	営業所	-	-	0	2	-	2	9
	きらやかコンサルティング&パートナーズ(株)	本社	山形県山形市	その他	営業所	-	-	-	4	-	4	-
	山形ビジネスサービス(株)	本社他2店	山形県	その他	営業所	-	-	-	8	-	8	34
㈱仙台銀キャピタル&コンサルティング	本社	宮城県仙台市青葉区	その他	営業所	-	-	-	0	-	0	4	

(注) 1. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め692百万円であります。

2. 動産は、事務機械1,820百万円、その他549百万円であります。

3. ㈱きらやか銀行の店舗外現金自動設備107か所は上記に含めて記載しております。

4. ㈱仙台銀行の出張所4か所及び店舗外現金自動設備68か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
連結子会社	㈱仙台銀行	本店他	宮城県	銀行業	車両他	-	75

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

#### (1) 新設、改修

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月
							総額	既支払額			
連結 子会社	㈱仙台銀行	台原支店	宮城県 仙台市	建替	銀行業	店舗	未定	-	自己 資金	2024年 7月	2025年 5月

#### (2) 除却

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期
連結 子会社	㈱きらやか 銀行	富沢支店	宮城県 仙台市	銀行業	店舗	-	2024年 7月

#### (3) 売却

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
連結 子会社	㈱きらやか 銀行	弓の町支店	宮城県 仙台市	銀行業	土地	192	未定
連結 子会社	㈱きらやか 銀行	桜町支店	山形県 山形市	銀行業	土地	-	未定
連結 子会社	㈱仙台銀行	旧米川支店	宮城県 登米市	銀行業	店舗	6	未定
連結 子会社	㈱仙台銀行	旧津谷支店	宮城県 気仙沼市	銀行業	土地	4	未定
連結 子会社	㈱仙台銀行	旧岩出山支店	宮城県 大崎市	銀行業	店舗	29	未定
連結 子会社	㈱仙台銀行	大洋寮	宮城県 気仙沼市	銀行業	寮	2	未定



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	198,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	198,000,000

(注) 1、当社の発行可能株式総数は、198,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

2、2024年6月20日開催の定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において定款の一部変更が行われ発行可能株式総数は同日より12,000,000株増加し、210,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年6月20日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,840,263	26,840,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	-	(注) 2, 4, 5, 6, 10, 11, 12
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	-	(注) 2, 4, 5, 7, 10, 11, 12
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	-	(注) 2, 4, 5, 8, 10, 11, 12
E種優先株式 (注) 1	18,000,000	18,000,000	-	(注) 2, 4, 5, 9, 10, 11
計	72,840,263	72,840,263	-	-

(注) 1、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2、単元株式は100株であります。

3、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

##### 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、B種優先株式においては(注)6.(5)、C種優先株式においては(注)7.(5)、D種優先株式においては(注)8.(5)、E種優先株式においては(注)9.(5)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の上限

- B種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- C種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- E種優先株式 取得価額には上限を設けない。

(4) 行使価額等の下限

- B種優先株式 302円を6.5で除した金額(ただし、(注)6.(5)による調整を受ける。)
- C種優先株式 55円(ただし、(注)7.(5)による調整を受ける。)
- D種優先株式 148円(ただし、(注)8.(5)による調整を受ける。)
- E種優先株式 284円(ただし、(注)9.(5)による調整を受ける。)

(5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(8) E種優先株式について、当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) B種優先配当金

B種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「B種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当率(以下「B種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「B種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

B種優先配当率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 初年度B種優先配当金 ÷ B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める優先配当率としての資金調達コスト(ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、182 / 365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

B種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表

しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。

### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第 種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## (5) 普通株式を対価とする取得請求権

## 取得請求権

B種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記 に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記 に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

- イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。））その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(B)および(F)の場合には0円、上記イ.(C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合には修正価額)とする。
- 二. 上記イ.(C)ないし(E)および上記八.(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ．上記イ．(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

#### (6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3) に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

#### (7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

##### 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

##### 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「C種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「C種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

C種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)をC種優先配当年率決定日として算出する。)に1.15%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(12ヶ月物)} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「C種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として



一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レート  
の公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に  
読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとす  
る。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金  
の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当  
は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第  
760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第  
1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでは  
ない。

### (2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録  
されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または  
記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度における  
C種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」  
という。）を行う。

### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主お  
よび普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株  
式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整され  
る。）に下記 に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わな  
い。

#### 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配  
日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含  
む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位  
まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種  
優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除  
した額とする。

### (4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種  
優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の  
支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の  
額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時  
株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優  
先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時  
までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

#### 取得請求権

C種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有する  
C種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優  
先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該C  
種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすること  
ができないものとする。

取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

55円（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．(B) および(F) の場合には0円、上記イ．(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ．(C) ないし(E) および上記ハ．(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

#### (6) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

##### 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

#### (7) 普通株式を対価とする一斉取得

##### 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得すると引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

##### 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

##### 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

##### 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### (9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

#### (10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

#### (11) その他

C種優先株式発行要項各々は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

#### (12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

## (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

## 8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

## (1) D種優先配当金

## D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「D種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)またはD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当年率(以下「D種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「D種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

$$\text{D種優先配当年率} = \text{初年度D種優先配当金} \div \text{D種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

$$\text{D種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}$$
(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

#### (3) 残余財産の分配

##### 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

##### 取得請求権

D種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5) に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記 に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B)取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記「ないし」に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日(当日を含む。)までの直近5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記「ないし」に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は、148円とする(ただし、下記「ないし」による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ．D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$



- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）
- 調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合
- 調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
- 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われている場合
- 調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われていない場合
- 調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ.(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(B)および(F)の場合には0円、上記イ.(C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合には修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(C)ないし(E)および上記ハ.(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

#### (6) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

##### 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(3) に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

#### (7) 普通株式を対価とする一斉取得

##### 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

##### 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

##### 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

##### 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

#### (9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各々は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. E種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) E種優先配当金

E種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「E種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)またはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該E種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当率(以下「E種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「E種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

E種優先配当率

2024年3月31日に終了する事業年度に係るE種優先配当率

$$E種優先配当率 = \text{初年度E種優先配当金} \div \text{E種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$

(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度E種優先配当金」とは、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記の定める優先配当率としての資金調達コスト(ただし、E種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、185/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

2024年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るE種優先配当率

$$E種優先配当率 = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト}$$
(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「E種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、E種優先配当率はE種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの( %未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (2) E種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たり、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当金」という。)を行う。

### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過E種優先配当金相当額

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のE種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (4) 議決権

E種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、E種優先株主は、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、E種優先配当金の額全部(E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

E種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するE種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はE種優先株主がかかる取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該E種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、( )取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、( )取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

取得を請求することができる期間

2024年10月1日から2048年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日(当日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は、284円とする(ただし、下記による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ E種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。））その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニに定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イまたは下記ロと類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホに定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ 上記イ(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八 (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イおよびロに基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ(A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ(B)および(F)の場合には0円、上記イ(C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合は修正価額)とする。



- ニ 上記イ(C)ないし(E)および上記ハ(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ 上記イ(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ 上記イ(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト 取得価額調整式により算出された上記イ第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

#### (6) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭を対価とする取得条項

当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も（5） に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

##### 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(3) に定める経過E種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過E種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないE種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得すると引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

10. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

11. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

12. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で 除した金額(注)
じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(注) B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (2024年1月1日から 2024年3月31日まで)	第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

C種優先株式

	第4四半期会計期間 (2024年1月1日から 2024年3月31日まで)	第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

D種優先株式

	第4四半期会計期間 (2024年1月1日から 2024年3月31日まで)	第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年10月1日 (注)1	普通株式 160,980 B種優先株式 117,000 C種優先株式 90,000 D種優先株式 45,000	普通株式 17,886 B種優先株式 13,000 C種優先株式 10,000 D種優先株式 5,000	-	17,000	-	15,500
2021年3月29日 (注)2	普通株式 3,653	普通株式 21,540 B種優先株式 13,000 C種優先株式 10,000 D種優先株式 5,000	1,750	18,750	1,750	17,250

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年9月29日 (注)3	E種優先株式 18,000	普通株式 21,540 B種優先株式 13,000 C種優先株式 10,000 D種優先株式 5,000 E種優先株式 18,000	9,000	27,750	9,000	26,250
2023年12月20日 (注)4	普通株式 5,300	普通株式 26,840 B種優先株式 13,000 C種優先株式 10,000 D種優先株式 5,000 E種優先株式 18,000	983	28,733	983	27,233

(注)1. 株式併合(10:1)によるものであります。

2. 有償 第三者割当

発行価格 1株につき958円 資本組入額 1株につき479円

割当先 SBI地銀ホールディングス株式会社

3. 有償 第三者割当(E種優先株式)

発行価格 1株につき1,000円 資本組入額 1株につき500円

割当先 株式会社整理回収機構

4. 有償 第三者割当

発行価格 1株につき371円 資本組入額 1株につき185円50銭

割当先 SBI地銀ホールディングス株式会社

(5) 【所有者別状況】  
普通株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	10	31	30	1,280	41	17	9,320	10,729	-
所有株式数(単元)	1,384	36,612	6,830	125,658	3,523	89	90,611	264,707	369,563
所有株式数の割合(%)	0.52	13.83	2.58	47.47	1.33	0.03	34.24	100.00	-

(注) 1. 自己株式53,969株は、「個人その他」に539単元及び「単元未満株式の状況」に69株を含めて記載しております。

2. 金融機関の欄には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い当社から拠出した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)名義の当社株式459単元が含まれております。

B種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	130,000	-	-	-	-	-	130,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

C種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	100,000	-	-	-	-	-	100,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

D種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	50,000	-	-	-	-	-	50,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

E種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	180,000	-	-	-	-	-	180,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-



(6)【大株主の状況】  
所有株式数別

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	46,000	63.19
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	8,953	12.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	864	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	768	1.05
金子 正幸	山形県鶴岡市	600	0.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	568	0.78
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	535	0.73
仙台銀行職員持株会	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	265	0.36
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	259	0.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	186	0.25
計	-	59,001	81.06

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 864千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 768千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 568千株

2. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の計算上、株式給付信託(BBT)が所有する当社株式45,900株は、発行済株式数から控除する自己株式には含めておりません。

所有議決権数別

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
SBI地銀ホールディングス株式会 社	東京都港区六本木一丁目6番1号	89,535	33.89
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	8,642	3.27
日本スタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	7,686	2.90
金子 正幸	山形県鶴岡市	6,000	2.27
株式会社日本カストディ銀行(信託 口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,682	2.15
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,351	2.02
仙台銀行職員持株会	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	2,657	1.00
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	2,598	0.98
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	1,861	0.70
横山 修一	新潟県村上市	1,500	0.56
計	-	131,512	49.79

(注)1. 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有のB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、議決権を有していません。

なお、株式会社整理回収機構所有の優先株式については、2024年5月14日開催の当社の取締役会において優先配当金の額全部を支払う旨の議案を2024年6月20日開催の定時株主総会に提出しないことと決定したため、当社定款及び各種優先株式の発行要項に基づき、当該定時株主総会から優先配当金の額全部を支払う旨の株主総会決議がなされる時までの間、株主総会における議決権を行使することができることとなります。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000 C種優先株式 10,000,000 D種優先株式 5,000,000 E種優先株式 18,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 53,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(単元株式数100)
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注)2 26,416,800	264,168	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 (注)3 369,563	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	72,840,263	-	-
総株主の議決権	-	264,168	-

(注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する45,900株(議決権の数459個)が含まれております。

なお、当該議決権の数459個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	53,900	-	53,900	0.07
計	-	53,900	-	53,900	0.07

(注) 「株式給付信託(BBT)」の導入に伴う、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)名義の当社株式45,900株は、上記自己株式に含めておりません。

( 8 ) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行(以下「当社グループ」という。)の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。)に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

対象者に給付する予定の株式の総数

対象者に取得させる予定の株式総数は未定であります。

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行の対象役員

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,175	1,587,699
当期間における取得自己株式	150	69,806

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	5	2,865	-	-
保有自己株式数	53,969	-	54,119	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

2. 上記の処理自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」から当社グループ内銀行の対象役員に給付した株式を含めておりません。また、上記の保有自己株式数の他、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式45,900株を連結財務諸表及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

### 3【配当政策】

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024年3月期の普通株式に係る期末配当につきましては、2024年4月26日に公表しましたとおり、今回の赤字決算を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当につきましても無配とさせていただきます。

2025年3月期の普通株式の配当につきましては、当社連結の通期業績予想において黒字回復を予想しておりますが、今後、国との間で、公的資金の返済時期の見直しも含めた協議を開始することなどから、現時点において、普通株式の年間配当金は未定としております。種類株式の配当予想につきましても、現時点において未定としております。

なお、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成しております。経営理念に「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」を掲げ、両県の「人・情報・産業」をつなぎ、東日本大震災の復興支援と中小企業支援、グループ効率化に継続的に取り組んでおります。

また、地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚し、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ体制の整備と実効性の向上を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

<企業統治の体制の概要等>

当社は、2012年10月1日に株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行の経営統合にともない両行の共同持株会社として設立いたしました。

2019年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めてまいります。

当社の機関の内容は以下のとおりです。

イ．会社の機関の基本説明

当社は、最高意思決定機関である株主総会、業務意思決定機関である取締役会のほか、監査等委員会、経営会議等の組織体制を整えております。

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、原則として毎月1回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる意思決定や協議を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、取締役の職務の執行の監査及び監督を行っております。

経営会議は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）の全員で構成し、原則として週1回開催し、機動的な運用を行える体制としております。取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、取締役会より委任を受けた業務執行に関する重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としております。

グループリスク管理委員会とグループコンプライアンス委員会は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）の全員で構成し、原則として毎月1回開催しております。各分野の重要な経営課題について協議・決議し、専門性と機動性を高める体制としております。

指名・報酬協議会は、社外取締役2名及び代表取締役2名の計4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めております。このほかに監査等委員会委員長がオブザーバーとして本協議会に出席しております。取締役会の諮問機関として、取締役の報酬及び取締役の指名等に係る事項を協議し、透明性・公正性を確保しております。2023年度は、計2回の開催であり、委員及びオブザーバーはすべて出席しております。

社外役員連絡会は、当社及び子銀行である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の社外取締役で構成し、代表者は当社グループの独立社外取締役全員の互選により選出しております。原則として、半期毎に開催しており、社外役員の役割と責務を十分に果たすことができるように、社外役員間での情報交換と経営課題の認識共有を図っております。

監査意見交換会は、当社及び子銀行である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。当社グループの監査等委員と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議し、認識を共有することで、グループ監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的としております。

なお、当社と業務執行を行わない取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。



なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります（ は議長、委員長を表す）。

役職名	氏名	取締役会	経営会議	グループ リスク管 理委員会	グループ コンプラ イアンス 委員会	監査等 委員会	指名・報 酬協議会	社外役員 連絡会	監査意見 交換会
取締役会長 （代表取締役）	川越 浩司								
取締役社長 （代表取締役）	鈴木 隆								
常務取締役	尾形 毅								
常務取締役	内田 巧一								
取締役	坂爪 敏雄								
取締役	藤島 正史								
取締役	芳賀 隆之								
取締役	遠藤 裕治								
取締役（社外）	半田 稔								
取締役（社外）	長谷川 靖								
取締役（社外）	佐竹 勤								
取締役監査等委員	三瓶 涉								
取締役監査等委員 （社外）	伊藤 吉明								
取締役監査等委員 （社外）	高橋 節								
取締役監査等委員 （社外）	伊東 昭代								
その他の構成員								きらやか 銀行及び 仙台銀行 の社外取 締役	当社監査 部長 きらやか 銀行及び 仙台銀行 の取締役 監査等委 員並びに 監査部長

< 補足説明 > 2期連続の大幅な赤字決算、無配となる経営責任

代表取締役会長の川越浩司、代表取締役社長の鈴木隆、常務取締役の内田巧一は、一旦続投いたしますが、公的資金の返済時期の見直しも含めた国との協議の目途がついた時点において辞任いたします。後任者を含めて、詳細は決定次第、改めてお知らせいたします。



鈴木 誠氏は2023年6月8日付をもって退任しております。  
遠藤 裕治氏は2023年6月22日付で就任しております。  
坂爪 敏雄氏は2023年6月22日付で就任しております。  
笠原 守氏は2023年6月22日付で就任しております。  
今野 純一氏は2023年6月23日付をもって退任しております。  
伊東 昭代氏は2023年6月23日付で就任しております。

<取締役会の具体的な検討内容について>

- ・資本政策に関する事項
- ・各種リスク管理に関する事項
- ・子銀行の経営、改善策に関する事項
- ・サステナビリティ対応に関する事項
- ・有価証券運用に関する事項
- ・収益計画に関する事項
- ・コンプライアンスに関する事項 他

(経営会議)

経営会議は、社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)の全員で構成し、取締役社長が招集しその議長となります。

原則として週1回開催しており、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関する取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図っております。

(グループコンプライアンス委員会)

グループコンプライアンス委員会は、取締役社長を委員長、社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)を委員とし、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)も出席して意見を述べる事ができることとしております。

原則として毎月1回開催しており、当社及び当社グループ各社のコンプライアンスの徹底状況等について報告を受け、協議しており、重要な事項については、別途取締役会へ付議・報告する他、協議の内容を取締役会へ報告しております。

(グループリスク管理委員会)

グループリスク管理委員会は、取締役社長を委員長、社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)を委員とし、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)も出席して意見を述べる事ができることとしております。

原則として毎月1回開催しており、当社及び当社グループ各社のリスク管理の状況等について報告を受け、協議しており、重要な事項については、別途取締役会へ付議・報告する他、協議の内容を取締役会へ報告しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役の職務の執行の監査及び監督を行っております。

(指名・報酬協議会)

取締役の報酬及び取締役候補者の指名を検討するに当たっての透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬協議会を設置しております。

指名・報酬協議会は社外取締役(監査等委員である取締役を除く)2名及び代表取締役2名の計4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めております。また、監査等委員会の委員長が本協議会にオブザーバーとして出席しております。

( 社外役員連絡会 )

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するため、社外役員としての役割と責務を十分に果たすことができるように、社外役員間における情報交換や認識の共有を図ることを目的とし、社外役員連絡会を設置しております。

社外役員連絡会は、当社及び当社の子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の社外取締役で構成し、代表者は当社グループの独立社外取締役全員の互選により選出します。

( 監査意見交換会 )

当社グループの監査等委員会と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議し、認識を共有することで、当社グループの監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的とし、監査意見交換会を設置しております。

監査意見交換会は、当社の取締役監査等委員並びに監査部長と、当社の子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。

< 当該体制を採用する理由 >

当社では、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

< 内部統制システム整備の状況 >

当社は、当社及び当社の子会社、関連会社（以下「当社グループ」という。）の業務の健全性及び適切性を確保するため、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、以下のとおり、「内部統制基本方針」を制定しております。

( 内部統制基本方針 )

( 1 ) 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的の実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する。

取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

( 2 ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

( 3 ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。

当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。

取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。

取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。

当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。

当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。

監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(7) 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

(8) 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換等に参加する機会を確保する。

- (9) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる。  
子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。  
上記及びの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

#### < リスク管理体制の整備の状況 >

当社では、業務に係る全てのリスクを適切に管理することにより、安定的な収益を確保し健全な経営基盤を確立することを経営上の重要課題としております。これに対応するため、リスク毎の管理担当部署でリスクの測定・管理を行っており、リスク管理の統括部署であるリスク統括部において、すべてのリスクの把握、統制に努めております。

また、取締役社長を委員長としたグループリスク管理委員会を毎月開催しており、当社グループのリスク管理方針、業務に係る各種リスクの状況の把握と評価、管理に係る事項等を協議・決議しております。

#### < 責任限定契約の内容の概要 >

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### < 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要 >

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間で、会社法第423条、第429条、第847条及び第847条の3を根拠とする被保険者が負担することとなる損害を補填する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく被保険者の範囲は、当社及び当社の会社法上の子会社の全取締役、執行役員及び管理職従業員であります。

#### < 取締役の定数 >

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。

#### < 取締役の選任の決議要件及び任期 >

##### イ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する旨を定款で定めております。また、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の任期

取締役（監査等委員であるものを除く）の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとし、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする旨を定款で定めております。

< 取締役会で決議できる株主総会決議事項 >

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

これらは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

< 株主総会の特別決議要件 >

当社は、株主総会の特別決議要件については、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

< 種類株主総会の特別決議要件 >

当社は、種類株主総会の特別決議要件については、会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、種類株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

< 種類株主の議決権の有無及びその内容の差異 >

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、「第4 提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載のとおり、定款の定めに基づき、普通株式と議決権に差異を有しております。

これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	川越 浩司	1963年11月23日生	1987年4月 株式会社山形相互銀行(株式会社山形しあわせ銀行) 入行 2010年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014年4月 同行寒河江支店長 2014年6月 同行執行役員寒河江支店長 2016年10月 同行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017年6月 同行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長 2018年6月 同行取締役 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2021年6月 同行代表取締役頭取(現職) 当社代表取締役会長(現職)	2024年6月から1年	普通株式 4
代表取締役社長	鈴木 隆	1954年1月20日生	1977年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社仙台銀行) 入行 2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長 2003年6月 同行取締役融資部長 2005年6月 同行取締役企画部長 2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長 2006年6月 同行取締役総務部長 2007年6月 同行常務取締役総務部長 2008年6月 同行常務取締役 2009年6月 同行代表取締役常務 2012年10月 株式会社じもとホールディングス取締役 2013年6月 同行代表取締役頭取 当社代表取締役会長 2021年6月 当社代表取締役社長(現職) 2024年6月 同行取締役会長(現職)	2024年6月から1年	普通株式 9
常務取締役	尾形 毅	1966年1月30日生	1989年4月 株式会社仙台銀行入行 2013年10月 同行経営企画部長兼経理部長 2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016年6月 同行取締役本店営業部長兼国分町支店長兼東京支店長 2018年6月 同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2022年6月 当社常務取締役総合企画部長 2024年6月 同行代表取締役常務(現職) 当社常務取締役(現職)	2024年6月から1年	普通株式 3
常務取締役	内田 巧一	1966年9月27日生	1989年4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2014年4月 株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015年6月 同行執行役員経営企画部長 2018年6月 同行取締役経営企画部長 2020年6月 同行常務取締役 2021年6月 株式会社じもとホールディングス取締役 2023年6月 同行代表取締役常務(現職) 当社常務取締役(現職)	2024年6月から1年	普通株式 1



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	坂 爪 敏 雄	1966年 1月19日生	1991年 4月 株式会社仙台銀行入行 2015年 6月 同行融資部長兼管理部長 2019年 6月 同行取締役融資部長兼管理部長 2021年 6月 同行取締役地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング取締役 2022年 6月 同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング代表取締役社長(現職) 2023年 6月 同行常務取締役営業本部長 株式会社じもとホールディングス取締役(現職) 2024年 6月 同行代表取締役頭取(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 4
取締役	藤 島 正 史	1968年 3月12日生	1990年 4月 株式会社山形しあわせ銀行入行 2016年 4月 株式会社きらやか銀行企業支援部長 2018年 6月 同行執行役員本業支援本部副本部長 2020年 4月 同行執行役員天童支店長 2021年 6月 同行常務執行役員天童支店長 2022年 6月 同行取締役本店営業部長 2024年 4月 同行取締役(現職) 2024年 6月 株式会社じもとホールディングス取締役(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 1
取締役	芳 賀 隆 之	1961年 1月12日生	1984年 4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社仙台銀行)入行 2009年 6月 仙台銀行企画部長 2011年 6月 同行取締役企画部長兼カード事業部長 2012年10月 同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2014年 6月 同行取締役退任 当社取締役退任 2014年 9月 宝来産業株式会社顧問 2018年 6月 同社顧問退任 仙台銀行取締役営業統括部長 2019年 6月 同行常務取締役営業本部長 2020年 1月 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング代表取締役社長 2022年 6月 同社取締役退任 仙台銀行常務取締役 2024年 6月 同行代表取締役専務(現職) 株式会社じもとホールディングス取締役(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 2
取締役	遠 藤 裕 治	1965年 6月28日生	1988年 4月 株式会社殖産相互銀行(株式会社殖産銀行)入行 2008年 4月 株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月 同行宮内支店長 2011年 4月 同行山形北支店長 2014年 4月 同行東京支店長 2017年 2月 同行新発田支店長 2018年 6月 同行執行役員新発田支店長 2019年 6月 同行常務執行役員仙台支店長 2020年 6月 同行取締役仙台支店長 2021年 6月 同行取締役(現職) 2023年 6月 株式会社じもとホールディングス取締役(現職)	2024年 6月から 1年	普通株式 3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	半田 稔	1957年9月3日生	1989年4月 弁護士登録(山形県弁護士会) 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長(現職) 2009年4月 山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士連合会副会長 2015年1月 天童市情報公開・個人情報保護審査会会長 (現職) 2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長(現職) 2018年7月 山形県収用委員会会長(現職) 2019年6月 株式会社じもとホールディングス取締役 (現職) 2023年5月 株式会社ヤマザワ取締役(現職)	2024年6 月から1 年	普通株式 -
取締役	長谷川 靖	1962年2月22日生	1984年4月 大蔵省入省 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長 2008年7月 同庁監督局保険課長 2010年7月 同庁監督局総務課長 2012年7月 同庁総務企画局企画課長 2014年7月 財務省福岡財務支局長 2015年7月 金融庁総務企画局審議官(企画・市場・官 房担当) 2016年7月 財務省東海財務局長 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役(審査・ リスク管理担当) 2019年6月 財務省退官 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事 務局長(現職) 2021年6月 株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役 (現職) 2022年2月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役 (現職) 2023年6月 株式会社きらやか銀行取締役(非業務執 行)(現職)	2024年6 月から1 年	普通株式 -
取締役	佐竹 勤	1953年3月2日生	1975年4月 東北電力株式会社入社 2007年6月 同社執行役員企画部長 2009年6月 同社常務取締役お客さま本部長 株式会社コアテック監査役(非常勤) 2012年6月 同社監査役(非常勤)退任 同社取締役(非常勤) 東北電力株式会社取締役副社長 株式会社コアテック取締役(非常勤)退任 2013年6月 株式会社コアテック取締役退任 2014年6月 東北電力株式会社取締役退任 株式会社コアテック代表取締役社長 2019年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年6月 同社代表取締役会長 2022年6月 株式会社じもとホールディングス取締役 (現職) 2023年6月 同社相談役(現職)	2024年6 月から1 年	普通株式 0
取締役監査等委員	三瓶 渉	1966年8月8日生	1989年4月 株式会社仙台銀行入行 2012年4月 同行高砂支店長 2013年7月 同行企画部企画課長 2013年10月 同行経営企画部経営企画課長兼経営管理室 長 2014年10月 同行長町南支店長 2018年6月 同行地元企業応援部長 2019年6月 同行個人営業部長 2023年4月 同行執行役員監査部長 2024年6月 株式会社じもとホールディングス取締役監 査等委員(現職)	2024年6 月から1 年	普通株式 2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役監査等委員	伊藤吉明	1950年7月21日生	1976年11月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 会計士補登録 1981年3月 公認会計士登録 1983年9月 伊藤栄一公認会計士事務所入所 1983年11月 税理士登録 1988年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 1999年6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員山形事務所長 2002年4月 山形県包括外部監査人 2002年7月 日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 2007年7月 伊藤公認会計士事務所所長(現職) 2009年4月 公立大学法人山形県立保健医療大学監事(現職) 2010年6月 株式会社きらやか銀行監査役 2012年10月 株式会社じもとホールディングス監査役 2016年6月 同行監査役退任 2019年6月 当社取締役監査等委員(現職)	2023年6月から2年	普通株式 1
取締役監査等委員	高橋節	1950年2月3日生	1972年4月 山形県採用 2001年4月 同 東京事務所長 2004年4月 同 農林水産部長 2006年4月 同 庄内総合支庁長 2008年7月 同 健康福祉部長 2009年3月 同 退職 2009年3月 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長 2012年4月 同協会理事長 2013年3月 山形県副知事退任 2013年8月 株式会社モンテディオ山形代表取締役社長 2015年11月 同社代表取締役社長退任 2016年6月 株式会社じもとホールディングス監査役 2019年6月 当社取締役監査等委員(現職)	2023年6月から2年	普通株式 -
取締役監査等委員	伊東昭代	1959年1月11日生	1983年4月 宮城県採用 2013年4月 同 東京事務所長 2014年4月 同 保健福祉部長 2016年4月 同 震災復興・企画部長 2018年4月 同 総務部長 2019年3月 同 退職 2019年4月 宮城県教育委員会教育長 2023年3月 同 教育委員会教育長退任 2023年4月 宮城県美術館長(現職) 2023年6月 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員(現職)	2023年6月から2年	普通株式 -
計					普通株式 30

(注) 取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏、及び伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役6名を選任しており、うち3名は監査等委員である取締役であります。各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任についての考え方は次のとおりであります。

半田稔氏は、弁護士活動を通じた豊富な経験と専門的な知識に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

長谷川靖氏は、金融行政に長年携われ豊富な経験と専門知識に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。また、子銀行であるきらやか銀行の取締役(非業務執行)に就任しております。

佐竹勤氏は、会社経営に対する幅広い知識と高い識見に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と高い識見に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立な立場で独立役員としての役割を適切に果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

高橋節氏は、山形県庁において農林水産部長・健康福祉部長、副知事の要職を歴任して培った豊富な経験と識見に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立な立場で独立役員としての役割を適切に果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

伊東昭代氏は、宮城県庁において部長職を歴任し、宮城県教育委員会教育長の要職を務めるなど、豊富な行政経験と幅広い識見を有しており、的確な提言や意見、並びに公正かつ中立の立場で当社の経営全般の監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

半田稔氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏、伊東昭代氏につきましては当社の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程に定める独立役員に選定しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、一般株主の利益への十分な配慮や社外の視点を経営の意思決定に反映させ、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っており、取締役会への出席を通じ、その機能を実効的に発揮する体制を確保しております。また、監査等委員である社外取締役は、代表取締役との定期的会合、取締役会の出席、及び会計監査人との連携を通じ、監査を実効的に行う体制確保を担っております。

なお、社外取締役は、内部統制の状況について取締役会で報告を受けているほか、専門的な見地から助言を行う等、内部統制の有効性を確認しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2019年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役は4名であり、うち3名が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査計画書（年度）に基づき、会計監査人との意見交換や重要書類の閲覧・調査を行い、当社の内部管理態勢の検証を目的とした監査を実施し、また、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施しております。

なお、監査等委員である社外取締役 伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と高い識見を有しております。

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しており、個々の出席状況は次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
遠藤 宏 (常勤監査等委員)	15回	15回
伊藤 吉明 (社外)		15回
高橋 節 (社外)		14回
今野 純一 (社外)		3回
伊東 昭代 (社外)		12回

(注)今野純一氏は2023年6月22日付をもって退任しております。

(注)伊東昭代氏は2023年6月22日付で就任しております。

監査等委員会における具体的な検討内容として、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定、取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう）についての監査等委員会の意見の決定、その他法令及び定款に定められた職務やサステナビリティ関連に係る対応等を検討しております。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うことで、情報収集や監査の実効性を高めております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、所管部署である監査部（人員20名）が、取締役会で承認された内部監査計画書に基づき内部管理の状況に応じた頻度・深度を考慮しながら実施しております。また、内部監査によるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢・内部統制機能などの適切性・有効性の検証結果については、四半期毎、取締役会に報告しております。

また、当社グループの監査等委員と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議、認識を共有し、監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的として、監査意見交換会を設置しております。監査意見交換会は、当社の取締役監査等委員並びに監査部長と、当社の子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。

定期的に会合を実施することで、情報交換や機能的な連携を図り、内部監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門から、取締役会や監査役等へ直接報告できる体制を構築しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査期間は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	浅野 功	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	山田 修	EY新日本有限責任監査法人

(注) 指定有限責任社員業務執行社員の継続監査期間につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。

ロ．継続監査期間

48年間

EY新日本有限責任監査法人の前身の武蔵監査法人による、当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行の前身の株式会社殖産相互銀行への監査開始時から期間を通算しております。

ハ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 9名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等であります。

ニ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の選定基準を定めており、以下の項目について検討をしております。

- ・ 監査法人の概要
- ・ 監査の実施体制等
- ・ 監査報酬見積額

当社の監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人が当該基準を満たすことを確認したため、当社の監査法人に選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ホ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の評価基準を定めており、以下の項目について評価をしております。

- ・ 監査法人の品質管理
- ・ 監査チームの独立性の保持
- ・ 監査報酬の水準
- ・ 監査法人と監査等委員会との有効なコミュニケーション
- ・ 監査法人と経営者や内部監査部門等との有効なコミュニケーション
- ・ 監査法人の品質管理体制における不正リスクへの十分な配慮

当社の監査等委員会は、評価基準に基づく評価結果により、EY新日本有限責任監査法人の職務は適正に行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	16	3	16	-
連結子会社	94	-	92	-
計	111	3	109	-

（注）前連結会計年度の提出会社における非監査業務の内容は、「時価の算定に関する会計基準適用のための助言及び情報提供業務」であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	0	-	0
計	-	0	-	0

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、EY税理士法人による「外国口座税務コンプライアンス法」及び「日本版非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度」に係る情報提供及び照会対応であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針  
該当事項はありません。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項及び同条第3項の同意をした理由は、監査報酬が当社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的であると評価したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別した報酬等の額を設定し、報酬の決定に関する方針を次のとおり定めております。

イ. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。また、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内（32,000ポイント以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）となります。

また、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内（46,100ポイント以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）となります。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。

ロ. 当社は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行の社外取締役を除く現在の取締役の株式報酬額を廃止し、新たに当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬額を年額1億1千万円以内（うち当社取締役分として4千万円以内）としております。

また、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して付与するポイントの上限を126,800ポイント（うち当社取締役分として46,100ポイント）（1ポイント＝当社普通株式1株）としております。ポイント数の上限を算定するにあたり、1ポイント当たりの単価は867円を適用しております。

ハ. 当社では、当社の取締役の報酬並びに取締役の指名を検討するにあたっての透明性、公正性を確保することにより、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬協議会を設置しております。

取締役の報酬を決定するにあたっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、業績向上への貢献意欲を高めることを目的としております。また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社として適切な水準を決定することとしております。

報酬額に関しましては、株主等利害関係者に対して納得性のある報酬水準とするために、指名・報酬協議会で当社の取締役（監査等委員を除く）報酬額の検討を行い、その結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役（監査等委員を除く）の報酬額を決定しております。

なお、監査等委員の報酬額は、株主総会の承認枠の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

ニ. 業績連動型株式報酬に係る指標は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、前事業年度における業績に応じた業績係数により決定しており、業績係数は当期純利益の中期経営計画達成率によって決定することとしております。具体的には当社業績の評価区分による5段階評価を基に、当社子会社の業績評価に応じて業績計数を決定いたします。

また、業績連動型株式報酬の額は、当社役員株式給付規程に基づき、指名・報酬協議会への諮問を経たうえで、受給予定者が所属する当社又は当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行の取締役会にて決定しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定の方法

報酬等の額の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬協議会で、当社の取締役の報酬額の検討を行い、その結果を基に取締役会で審議のうえ、当社取締役の報酬額を決定しております。

イ. 当該方針の内容の概要



取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等は、業務執行取締役と社外取締役に区別し、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬としての株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、業績連動報酬としての株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定しております。

- c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の基本報酬は、役員、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定いたします。業績連動報酬である株式報酬は、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- h. 当事業年度における取締役の報酬等の額の決定過程につきましては、指名・報酬協議会を2回開催し、当協議会の諮問を受けたうえ、取締役会にて計2回の審議を実施しております。

- t. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益37億円、実績は70億円であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			固定報酬	株式報酬
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	11	33	32	1
監査等委員（社外取締役を除く）	1	10	10	-
社外役員	7	28	28	-

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び連結子会社が純投資目的以外の目的である株式投資として区分する政策投資株式の基準につきましては、下記のとおりであります。

- ）取引先との関係強化により取引深耕を図る目的。
- ）未取引先との関係強化により取引開始を図る目的。
- ）地域の開発、振興等に寄与し地域の発展に貢献する目的。
- ）他行との関係強化により、人材育成や情報の共有、ノウハウの交換等により共存共栄を図る目的。
- ）その他上記に準じる目的。

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策投資株式は、取引先や当社及び当社グループ会社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合や、地域開発ならびに地域振興に寄与し、地域経済の発展に資すると判断される場合において、総資産に対して過大とならない範囲で限定的に保有することとしております。

また、取締役会は、毎年、政策投資株式の個別銘柄毎に保有目的の適切性、資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、定期的に保有の適否を検証しております。検証の結果、中長期的な視点で企業価値向上が期待できないと判断した株式については、株式市場の動向も踏まえ縮減することとしております。

株式会社きらやか銀行における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は、当連結会計年度は株式会社きらやか銀行であります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	12	716
非上場株式	67	5,570

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	-	-	-

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 または清算価額の合計額 (百万円)
上場株式	2	369
非上場株式	4	29

(注) 非上場株式の株式数が減少した銘柄のうち1銘柄は、会社清算によるものであります。

b. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注1)	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大光銀行	105,500	105,500	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	161	117		
株式会社八十二銀行 (注2)	134,112	52,800	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	139	76		
株式会社山形銀行	67,300	67,300	同行との情報交換や各種提携による業務 関連性を加味し共存共栄を図るため保有 しております。	有
	79	68		
株式会社宮崎太陽銀 行	47,800	47,800	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	71	47		
株式会社南日本銀行	54,900	54,900	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	51	35		
株式会社栃木銀行	118,000	118,000	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	42	32		
佐藤商事株式会社	22,990	22,990	同社との取引を総合的に勘案し、良好な 関係の維持・強化を図るため保有してお ります。	無
	40	32		
株式会社トマト銀行	25,200	25,200	同行との情報交換や各種提携による業務 関連性を加味し共存共栄を図るため保有 しております。	有
	31	25		
こころネット株式会 社	30,000	30,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値向上のため 保有しております。	有
	31	29		
日東ベスト株式会社	35,000	35,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値向上のため 保有しております。	有
	29	25		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注1)	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ミクロン精密株式会 社	20,000	270,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値のため保有 しております。	有
	28	352		
株式会社弘電社	6,500	1,300	同社との取引を総合的に勘案し、良好な 関係の維持・強化を図るため保有してお ります。	有
	8	5		
東京センチュリー株 式会社	-	850	企業価値向上のため保有してしました が、双方のコーポレートガバナンスコー ドの趣旨に合意したことにより、売却い たしました。引き続き、取引関係の維 持・強化を図っていきます。	有
	-	3		

(注) 1. 定量的な保有の効果について記載はしていませんが、資本コスト及び預金・融資取引等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

2. 当行が保有しておりました株式会社長野銀行は2023年6月1日に株式会社八十二銀行と株式交換を行ったことに伴い、株式会社八十二銀行に銘柄名を変更しております。

(みなし保有株式)  
該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	95	320	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	0	1	39
非上場株式以外の株式	-	-	-

ハ．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

ニ．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。

株式会社仙台銀行における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が次に大きい会社は、当連結会計年度は株式会社仙台銀行であります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ア．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	1	3
非上場株式	41	230

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	1	125	取引先企業との関係維持・強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	1	22

b. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ココペリ	9,940	9,940	業務提携先である同社との良好な関係の 維持・強化を図るため保有してありま す。	無
	3	6		

(注) 定量的な保有の効果について記載はしていませんが、資本コスト及び預金・融資取引等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	46	2,437	34	1,894
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	57	339	680
非上場株式	-	-	-

ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としている会社であります。保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有していません。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、以下のような特段の取組みを行っております。  
会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	4 222,274	4 358,624
買入金銭債権	765	756
金銭の信託	2,920	201
有価証券	1, 2, 4, 9 494,413	1, 2, 4, 9 347,075
貸出金	2, 3, 4, 5 1,883,027	2, 3, 4, 5 1,916,174
外国為替	2 310	2 12
リース債権及びリース投資資産	2 12,483	2 12,392
その他資産	2, 4 31,859	2, 4 51,075
有形固定資産	7, 8 21,838	7, 8 20,456
建物	7,949	7,675
土地	6 12,463	6 10,275
建設仮勘定	84	1
その他の有形固定資産	1,341	2,503
無形固定資産	1,299	1,659
ソフトウェア	1,064	1,418
その他の無形固定資産	235	241
退職給付に係る資産	3,587	5,015
繰延税金資産	165	294
支払承諾見返	2 5,778	2 5,481
貸倒引当金	21,453	38,394
資産の部合計	2,659,272	2,680,825
<b>負債の部</b>		
預金	4 2,306,818	4 2,269,810
譲渡性預金	179,293	181,422
借入金	4 68,922	4 128,761
その他負債	17,953	8,199
賞与引当金	374	714
退職給付に係る負債	105	108
睡眠預金払戻損失引当金	199	145
偶発損失引当金	480	1,058
繰延税金負債	248	677
再評価に係る繰延税金負債	6 1,368	6 817
支払承諾	5,778	5,481
負債の部合計	2,581,541	2,597,198



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,750	28,733
資本剰余金	68,879	78,862
利益剰余金	19,042	3,402
自己株式	92	88
株主資本合計	106,579	104,104
その他有価証券評価差額金	31,095	22,319
土地再評価差額金	6,306	6,180
退職給付に係る調整累計額	1,045	197
その他の包括利益累計額合計	29,076	20,710
非支配株主持分	227	232
純資産の部合計	77,730	83,626
負債及び純資産の部合計	2,659,272	2,680,825

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益	37,435	37,942
資金運用収益	23,556	23,449
貸出金利息	22,030	22,403
有価証券利息配当金	1,204	741
コールローン利息及び買入手形利息	2	0
預け金利息	295	280
その他の受入利息	24	23
役務取引等収益	6,693	6,864
その他業務収益	1,560	1,361
その他経常収益	5,623	6,267
償却債権取立益	39	91
その他の経常収益	1 5,584	1 6,175
経常費用	41,733	60,271
資金調達費用	233	269
預金利息	145	197
譲渡性預金利息	5	5
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	52	56
その他の支払利息	29	10
役務取引等費用	3,532	3,634
その他業務費用	2 1,418	2 9,672
営業経費	3 22,348	3 22,258
その他経常費用	14,201	24,436
貸倒引当金繰入額	8,776	17,767
その他の経常費用	4 5,424	4 6,669
経常損失( )	4,297	22,329
特別利益	36	788
固定資産処分益	9	124
収用補償金	26	664
特別損失	546	1,881
固定資産処分損	99	187
減損損失	5 447	5 1,694
税金等調整前当期純損失( )	4,808	23,422
法人税、住民税及び事業税	418	561
法人税等調整額	1,850	525
法人税等合計	2,269	36
当期純損失( )	7,078	23,458
非支配株主に帰属する当期純利益	4	3
親会社株主に帰属する当期純損失( )	7,082	23,462

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失( )	7,078	23,458
その他の包括利益	1 15,442	1 9,623
その他有価証券評価差額金	14,938	8,775
退職給付に係る調整額	503	848
包括利益	22,520	13,835
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,523	13,840
非支配株主に係る包括利益	2	5

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,750	68,879	26,554	86	114,097
当期変動額					
剰余金の配当			639		639
親会社株主に帰属する当期純損失( )			7,082		7,082
自己株式の取得				10	10
自己株式の処分		0		4	4
土地再評価差額金の取崩			209		209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	7,512	5	7,517
当期末残高	18,750	68,879	19,042	92	106,579

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	16,158	3,274	541	13,425	225	100,898
当期変動額						
剰余金の配当						639
親会社株主に帰属する当期純損失( )						7,082
自己株式の取得						10
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の取崩						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,937	209	503	15,650	1	15,649
当期変動額合計	14,937	209	503	15,650	1	23,167
当期末残高	31,095	3,064	1,045	29,076	227	77,730

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,750	68,879	19,042	92	106,579
当期変動額					
新株の発行	9,983	9,983			19,966
剰余金の配当			240		240
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			23,462		23,462
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		4	4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,983	9,983	22,444	3	2,475
当期末残高	28,733	78,862	3,402	88	104,104

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	31,095	3,064	1,045	29,076	227	77,730
当期変動額						
新株の発行						19,966
剰余金の配当						240
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						23,462
自己株式の取得						1
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の取崩						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,775	1,258	848	8,365	5	8,371
当期変動額合計	8,775	1,258	848	8,365	5	5,896
当期末残高	22,319	1,806	197	20,710	232	83,626

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	4,808	23,422
減価償却費	1,191	1,399
減損損失	447	1,694
持分法による投資損益( は益)	20	28
貸倒引当金の増減( )	7,673	16,940
賞与引当金の増減額( は減少)	10	340
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	121	1,428
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	0	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	81	53
偶発損失引当金の増減額( は減少)	117	578
資金運用収益	23,556	23,449
資金調達費用	233	269
有価証券関係損益( )	161	7,855
金銭の信託の運用損益( は運用益)	26	19
固定資産処分損益( は益)	90	62
貸出金の純増( )減	9,704	33,146
預金の純増減( )	3,146	37,007
譲渡性預金の純増減( )	2,053	2,128
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	11,269	59,839
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	1,481	642
コールローン等の純増( )減	16	9
コールマネー等の純増減( )	2,800	-
外国為替(資産)の純増( )減	29	298
外国為替(負債)の純増減( )	1	-
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	209	90
資金運用による収入	23,679	23,121
資金調達による支出	243	259
その他	1,569	8,730
小計	19,981	13,516
法人税等の還付額	406	140
法人税等の支払額	392	473
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,967	13,850

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	15,285	20,524
有価証券の売却による収入	8,694	32,435
有価証券の償還による収入	27,246	117,377
金銭の信託の減少による収入	-	2,700
有形固定資産の取得による支出	786	1,902
有形固定資産の売却による収入	363	744
無形固定資産の取得による支出	623	833
資産除去債務の履行による支出	-	0
その他	60	79
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>19,549</b>	<b>129,915</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	5	5
株式の発行による収入	-	19,889
自己株式の取得による支出	10	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	639	240
非支配株主への配当金の支払額	1	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>656</b>	<b>19,642</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>1,075</b>	<b>135,707</b>
現金及び現金同等物の期首残高	222,299	221,224
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>1 221,224</b>	<b>1 356,932</b>

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 7社  
会社名  
・株式会社きらやか銀行  
・株式会社仙台銀行  
・きらやかカード株式会社  
・きらやかリース株式会社  
・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社  
・山形ビジネスサービス株式会社  
・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
- (2) 非連結子会社 0社

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社  
(2) 持分法適用の関連会社 1社  
会社名  
・株式会社富士通山形インフォテックノ
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社  
(4) 持分法非適用の関連会社 0社

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日(3月末日)と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産(リース資産を除く)  
当社及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 2年~50年  
その他 2年~20年  
無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。  
リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準  
銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破



綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,743百万円(前連結会計年度末は2,319百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結子会社において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

#### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

#### (10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は11年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (11) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

#### (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債はありません。

#### (13) 重要なヘッジ会計の方法

##### 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
貸倒引当金	21,453百万円	38,394百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の4.「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1)概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行(以下「当社グループ」という。)の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。)に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

1.取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2.信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末44百万円、51千株、当連結会計年度末39百万円、45千株であります。

(賞与引当金)

前連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	141百万円	112百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)等であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188百万円	22,423百万円
危険債権額	59,995百万円	73,465百万円
三月以上延滞債権額	-百万円	-百万円
貸出条件緩和債権額	5,202百万円	3,697百万円
合計額	73,386百万円	99,587百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
	6,676百万円	6,045百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	8百万円	8百万円
有価証券	77,096 "	59,291 "
貸出金	24,713 "	114,347 "
その他資産	1 "	1 "
計	101,820 "	173,648 "
担保資産に対応する債務		
預金	1,390 "	1,189 "
借入金	60,700 "	120,700 "

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有価証券	294百万円	290百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
金融商品等差入担保金	20,000百万円	20,000百万円
敷金保証金	553百万円	539百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
融資未実行残高	350,029百万円	336,680百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	349,074百万円	336,164百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
	3,483百万円	1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
減価償却累計額	24,114百万円	22,196百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	1,499百万円 ( - 百万円)	1,274百万円 ( - 百万円)

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
	26,810百万円	27,281百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
株式等売却益	402百万円	766百万円

2. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
国債等債券売却損	0百万円	1,422百万円
国債等債券償還損	224百万円	7,168百万円

3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料・手当	8,772百万円	8,470百万円

4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
貸出金償却	270百万円	495百万円
株式等売却損	21百万円	21百万円
株式等償却	3百万円	10百万円

5. 減損損失

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	2
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	宮城県	2
遊休	土地	山形県	0
遊休	建物	宮城県	38
遊休	その他	宮城県	0
合計			447



当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	宮城県	81
営業用店舗	土地	山形県	291
営業用店舗	建物	宮城県	4
営業用店舗	建物	山形県	80
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	1
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	山形県	1,220
遊休	建物	宮城県	2
遊休	建物	山形県	12
遊休	その他	宮城県	0
遊休	その他	新潟県	0
合計			1,694

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	13,355	1,112
組替調整額	150	7,667
税効果調整前	13,506	8,780
税効果額	1,432	4
その他有価証券評価差額金	14,938	8,775
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	611	1,041
組替調整額	128	76
税効果調整前	483	1,118
税効果額	20	270
退職給付に係る調整額	503	848
その他の包括利益合計	15,442	9,623

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	-	-	21,540	
B種優先株式	13,000	-	-	13,000	
C種優先株式	10,000	-	-	10,000	
D種優先株式	5,000	-	-	5,000	
合計	49,540	-	-	49,540	
自己株式					
普通株式	80	25	3	102	(注) 1、2、3
合計	80	25	3	102	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する自社の株式がそれぞれ、31千株、51千株含まれております。
2. 自己株式(普通株式)の増加25千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、買入による増加23千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。
3. 自己株式(普通株式)の減少3千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、対象役員2名の退任に伴う給付による減少3千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214	10.00	2022年3月31日	2022年6月24日
	B種優先株式	-	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日
	C種優先株式	130	13.06	2022年3月31日	2022年6月24日
	D種優先株式	-	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	161	7.50	2022年9月30日	2022年12月5日
	B種優先株式	1	0.11	2022年9月30日	2022年12月5日
	C種優先株式	131	13.10	2022年9月30日	2022年12月5日
	D種優先株式	0	0.10	2022年9月30日	2022年12月5日

- (注) 1. 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。
2. 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	利益剰余金	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日
	B種優先株式	1	利益剰余金	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日
	C種優先株式	131	利益剰余金	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日
	D種優先株式	0	利益剰余金	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日

- (注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	5,300	-	26,840	(注) 1
B種優先株式	13,000	-	-	13,000	
C種優先株式	10,000	-	-	10,000	
D種優先株式	5,000	-	-	5,000	
E種優先株式	-	18,000	-	18,000	(注) 2
合計	49,540	23,300	-	72,840	
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	(注) 3、4、5
合計	102	3	5	99	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加5,300千株は、第三者割当による新株の発行であります。  
 2. E種優先株式の発行済株式の増加18,000千株は、第三者割当による新株の発行であります。  
 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、51千株、45千株含まれております。  
 4. 自己株式（普通株式）の増加 3千株は、単元未満株式の買取請求による増加 3千株であります。  
 5. 自己株式（普通株式）の減少 5千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員 4名の退任に伴う給付による減少 5千株、単元未満株式の買増請求による減少 0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日
	B種優先株式	1	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日
	C種優先株式	131	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日
	D種優先株式	0	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金預け金勘定	222,274百万円	358,624百万円
定期預け金	31 "	31 "
その他の預け金	1,017 "	1,660 "
現金及び現金同等物	221,224 "	356,932 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
リース料債権部分	9,940	9,372
見積残存価額部分	44	37
受取利息相当額( )	1,106	1,001
リース投資資産	8,878	8,408

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	1,048	2,729	1,168	2,571
1年超2年以内	875	2,167	968	2,069
2年超3年以内	679	1,660	790	1,563
3年超4年以内	511	1,159	588	1,080
4年超5年以内	322	691	349	675
5年超	226	1,532	185	1,412
合計	3,663	9,940	4,051	9,372

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	20	26
1年超	1	8
合計	21	34

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、2024年3月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で13,343百万円(前連結会計年度末は6,972百万円)になります。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品(有価証券を除く)においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを



捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（ 1 ）			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	77
その他有価証券	484,489	484,489	-
(2) 貸出金	1,883,027		
貸倒引当金（ 2 ）	20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
資産計	2,353,526	2,359,057	5,530
(1) 預金	2,306,818	2,306,903	85
(2) 譲渡性預金	179,293	179,293	0
(3) 借入金	68,922	68,932	10
負債計	2,555,033	2,555,129	95
デリバティブ取引（ 3 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	46	46	-

- （ 1 ）有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- （ 2 ）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- （ 3 ）その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- （ 4 ）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（ 1 ）			
満期保有目的の債券	7,738	7,627	110
その他有価証券	335,622	335,622	-
(2) 貸出金	1,916,174		
貸倒引当金（ 2 ）	36,987		
	1,879,186	1,883,718	4,531
資産計	2,222,547	2,226,968	4,420
(1) 預金	2,269,810	2,270,004	193
(2) 譲渡性預金	181,422	181,422	0
(3) 借入金	128,761	128,780	18
負債計	2,579,994	2,580,207	212
デリバティブ取引（ 3 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	95	95	-

- ( 1 ) 有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- ( 2 ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ( 3 ) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- ( 4 ) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式（ 1 ）（ 2 ）	1,917	1,863
組合出資金（ 3 ）	1,888	1,850

- ( 1 ) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- ( 2 ) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。  
当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- ( 3 ) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	177,448	-	-	-	-	-
有価証券	12,064	43,378	33,613	119,673	120,681	157,021
満期保有目的の債券	625	3,324	2,068	100	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	625	3,324	2,068	100	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	11,438	40,053	31,545	119,573	120,681	157,021
うち国債	-	-	-	-	3,300	-
地方債	878	14,348	16,064	7,084	2,067	2,055
社債	9,560	22,828	11,816	2,479	1,000	21,573
その他	1,000	2,877	3,664	110,009	114,314	133,393
貸出金	404,717	300,084	237,383	191,843	177,742	571,256
合計	594,230	343,462	270,997	311,517	298,424	728,278

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	326,892	-	-	-	-	-
有価証券	18,728	49,546	26,265	3,256	6,482	234,140
満期保有目的の債券	872	4,036	2,729	100	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	872	4,036	2,729	100	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	17,856	45,510	23,536	3,156	6,482	234,140
うち国債	-	-	2,000	-	3,300	-
地方債	2,324	25,504	5,773	2,186	182	-
社債	15,531	14,286	14,809	970	-	-
その他	-	5,719	954	-	3,000	234,140
貸出金	424,211	292,690	235,967	175,453	180,851	607,000
合計	769,833	342,237	262,232	178,709	187,333	841,140

(注3) 預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金( )	2,195,714	99,820	11,282	-	-	-
譲渡性預金	179,293	-	-	-	-	-
借入金	62,777	4,682	1,395	12	18	37
合計	2,437,785	104,503	12,678	12	18	37

( ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金( )	2,150,733	94,938	24,138	0	-	-
譲渡性預金	181,422	-	-	-	-	-
借入金	123,202	4,260	1,237	12	18	31
合計	2,455,358	99,199	25,376	12	18	31

( ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	-	-	3,235
地方債	-	42,996	-	42,996
社債	-	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	-	-	2,787
その他	659	365,124	-	365,783
デリバティブ取引				
金利関連	-	46	-	46
資産計	6,682	456,123	20,728	483,534

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は-百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(1)
	損益に計上(1)	その他の包括利益に計上(2)					
989	-	11	-	-	-	1,000	-

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	-	-	5,184
地方債	-	36,287	-	36,287
社債	-	25,961	19,477	45,439
株式	3,520	-	-	3,520
その他	232	243,639	-	243,871
デリバティブ取引				
金利関連	-	95	-	95
資産計	8,936	305,984	19,477	334,398

（\*）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は-百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,319百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の の包括利益		購入、売 却、償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち 連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益 ( 1 )
	損益に計上 ( 1 )	その他の包 括利益に計 上( 2 )					
1,000	-	18	300	-	-	1,319	-

( 1 ) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

( 2 ) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	6,041	6,041
貸出金	-	-	1,868,526	1,868,526
資産計	-	-	1,874,567	1,874,567
預金	-	2,306,903	-	2,306,903
譲渡性預金	-	179,293	-	179,293
借入金	-	60,793	8,138	68,932
負債計	-	2,546,991	8,138	2,555,129

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	7,627	7,627
貸出金	-	-	1,883,718	1,883,718
資産計	-	-	1,891,345	1,891,345
預金	-	2,270,004	-	2,270,004
譲渡性預金	-	181,422	-	181,422
借入金	-	120,781	7,999	128,780
負債計	-	2,572,208	7,999	2,580,207

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

### 有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

### 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

レベル2に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ(いわゆるプレーン・バニラ型)であるため、レベル2に分類しています。



(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.17%-0.65%	0.35%

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(1)
		損益に計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,912	0	191	375	-	-	20,728	-

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(1)
		損益に計上 (1)	その他の 包括利益 に計上 (2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,728	-	101	1,149	-	-	19,477	-

(1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,118	6,041	77
	その他	-	-	-
	小計	6,118	6,041	77
合計		6,118	6,041	77

当連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	15	15	0
	その他	-	-	-
	小計	15	15	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	7,723	7,612	110
	その他	-	-	-
	小計	7,723	7,612	110
合計		7,738	7,627	110

3. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,697	1,127	570
	債券	18,516	18,401	114
	国債	-	-	-
	地方債	387	386	0
	社債	18,128	18,015	113
	その他	11,759	11,647	111
	小計	31,973	31,176	797
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,089	1,264	175
	債券	96,400	97,515	1,114
	国債	3,235	3,287	51
	地方債	42,609	42,926	317
	社債	50,555	51,301	746
	その他	355,025	385,655	30,630
	小計	452,515	484,436	31,920
合計		484,489	515,612	31,123

当連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,045	2,107	937
	債券	10,305	10,258	46
	国債	-	-	-
	地方債	84	84	0
	社債	10,220	10,174	45
	その他	1,500	1,422	77
	小計	14,850	13,789	1,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	474	511	37
	債券	76,606	77,173	567
	国債	5,184	5,292	107
	地方債	36,202	36,462	259
	社債	35,218	35,419	200
	その他	243,691	266,470	22,779
	小計	320,772	344,156	23,384
合計		335,622	357,945	22,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	30	29	0
合計	30	29	0

(売却の理由) 買入消却実施のため。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	21	20	0
合計	21	20	0

(売却の理由) 買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,378	374	21
債券	6,341	6	-
国債	6,191	6	-
地方債	-	-	-
社債	150	0	-
その他	927	27	-
合計	8,647	409	21

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,725	637	6
債券	27,856	-	1,422
国債	-	-	-
地方債	6,749	-	233
社債	21,107	-	1,188
その他	1,764	129	15
合計	32,345	766	1,444

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、7百万円（うち、株式7百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,920	0

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	31,088
その他有価証券	31,088
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	3
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	31,092
(-)非支配株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	31,095

当連結会計年度(2024年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	22,306
その他有価証券	22,306
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	8
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	22,314
(-)非支配株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	22,319

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	3,735	3,505	46	46
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
合計				46	46

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	3,505	3,275	95	95
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
合計				95	95

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。



(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2023年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)  
該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

### (2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

### (4) 債券関連取引

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社きらやか銀行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度(当該制度は退職給付信託を設定しております。)を設けております。なお、2007年10月1日に、殖産銀行厚生年金基金と山形しあわせ銀行企業年金基金を統合し、新規にきらやか銀行企業年金基金を設立しております。

また、2014年1月1日に、退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行及び給付利率が市場金利に適応して変動するキャッシュバランス類似型の導入等を致しました。

株式会社仙台銀行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。本制度は、2010年4月1日付で適格退職年金制度から移行しております。

また、2014年3月25日に、退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行及び退職給付に付与する利息部分が市場金利に適応して変動するキャッシュバランスプランの導入等を致しました。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	12,948	12,349
勤務費用	460	441
利息費用	19	19
数理計算上の差異の発生額	54	119
退職給付の支払額	1,134	983
退職給付債務の期末残高	12,349	11,707

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	16,552	15,832
期待運用収益	396	378
数理計算上の差異の発生額	556	922
事業主からの拠出額	279	255
退職給付の支払額	839	773
年金資産の期末残高	15,832	16,614

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	12,244	11,598
年金資産	15,832	16,614
	3,587	5,015
非積立型制度の退職給付債務	105	108
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,482	4,907

退職給付に係る負債	105	108
退職給付に係る資産	3,587	5,015
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,482	4,907

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	460	441
利息費用	19	19
期待運用収益	396	378
数理計算上の差異の費用処理額	189	135
過去勤務費用の費用処理額	61	58
臨時に支払った割増退職金	43	37
確定給付制度に係る退職給付費用	256	196

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	61	58
数理計算上の差異	421	1,177
合計	483	1,118

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日）	当連結会計年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）
未認識過去勤務費用	85	27
未認識数理計算上の差異	1,348	171
合計	1,262	143

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （2023年 3月 31日）	当連結会計年度 （2024年 3月 31日）
債券	54%	44%
生命保険一般勘定	21%	20%
株式	19%	25%
その他	6%	11%
合計	100%	100%

（注）年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度12%、当連結会計年度13%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 （2023年 3月 31日）	当連結会計年度 （2024年 3月 31日）
割引率	0.05%又は0.51%	0.05%又は0.51%
長期期待運用収益率	2.00%又は2.50%	2.00%又は2.50%

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度153百万円、当連結会計年度152百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2023年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2024年 3月31日 )
繰延税金資産		
貸倒引当金	5,972百万円	10,908百万円
税務上の繰越欠損金 ( 注 3 )	2,579 "	4,510 "
退職給付に係る負債	394 "	431 "
有価証券償却否認額	487 "	422 "
減損損失及び減価償却費の償却超過額	276 "	275 "
その他有価証券評価差額金	9,518 "	6,858 "
その他	1,008 "	1,074 "
繰延税金資産小計	20,236百万円	24,482百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 3 )	2,486 "	4,510 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,202 "	18,384 "
評価性引当額小計 ( 注 1 )	18,689 "	22,894 "
繰延税金資産合計	1,547百万円	1,587百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4百万円	13百万円
資産除去費用の資産計上額	12 "	12 "
退職給付に係る資産	1,008 "	1,350 "
時価評価による簿価修正額	586 "	581 "
その他	19 "	13 "
繰延税金負債合計	1,630百万円	1,971百万円
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額 ( 注 2 )	82百万円	383百万円

( 注 1 ) 評価性引当額が4,205百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社である株式会社きらやか銀行において、貸倒引当金に係る評価性引当額を4,848百万円追加的に認識したこと及び繰越欠損金に係る評価性引当額が2,027百万円増加した一方で、その他有価証券評価差額に関する評価性引当額が2,407百万円減少したことによるものであります。

( 注 2 ) 繰延税金資産 ( 負債 ) の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 ( 2023年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2024年 3月31日 )
繰延税金資産	165百万円	294百万円
繰延税金負債	248 "	677 "

( 注 3 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 ( 2023年 3月31日 )

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 ( 1 )	296	937	-	392	-	953	2,579
評価性引当額	203	937	-	392	-	953	2,486
繰延税金資産	92	-	-	-	-	0	( 2 ) 93

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

( 2 ) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（ 1 ）	937	-	392	-	-	3,181	4,510
評価性引当額	937	-	392	-	-	3,181	4,510
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ 1 ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度（2023年3月31日）及び当連結会計年度（2024年3月31日）

税金等調整前当期純損失のため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業店舗及び営業店舗用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を取得から15～50年と見積もり、割引率は使用見込期間に応じて0.01～2.30%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	104百万円	118百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22百万円	-百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	10百万円	2百万円
その他増減額(は減少)	-百万円	5百万円
期末残高	118百万円	122百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益	37,435	37,942
うち役務取引等収益	6,693	6,864
預金・貸出業務	2,859	2,968
為替業務	1,440	1,395
証券関連業務	248	261
代理業務	168	190
保護預り・貸金庫業務	22	20
保証業務	88	91
投信窓販業務	281	352
保険窓販業務	1,184	1,199
その他	400	384

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内において、きらやか銀行及び仙台銀行が行う銀行業務を中心に、連結子会社等においてリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務並びに事務受託業務等を行っております。

当社グループは、銀行業務は「銀行業」を報告セグメントに、リース業務は「リース業」を報告セグメントとしております。また、連結子会社等が行うクレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務



並びに事務受託業務等は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経 常収益	30,384	6,325	36,709	740	37,450	14	37,435
セグメント間の内部 経常収益	197	53	251	458	709	709	-
計	30,581	6,379	36,961	1,198	38,159	724	37,435
セグメント利益又は損 失( )	4,560	295	4,265	92	4,173	124	4,297
セグメント資産	2,644,371	18,984	2,663,355	31,784	2,695,140	35,868	2,659,272
セグメント負債	2,571,848	11,704	2,583,552	29,720	2,613,272	31,730	2,581,541
その他の項目							
減価償却費	1,158	15	1,173	18	1,191	-	1,191
資金運用収益	23,595	0	23,596	114	23,711	154	23,556
資金調達費用	172	78	250	10	261	27	233
持分法投資利益	-	-	-	20	20	-	20
持分法適用会社への 投資額	-	-	-	141	141	-	141
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,312	86	1,398	10	1,409	-	1,409

(注)1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業等を含んでおります。

3. 調整額は以下の通りです。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 14百万円は、「銀行業」及び「その他」の貸倒引当金戻入額の調整です。

(2) セグメント利益又は損失( )の調整額 124百万円は、セグメント間消去等です。

(3) セグメント資産の調整額 35,868百万円は、セグメント間消去です。

(4) セグメント負債の調整額 31,730百万円は、セグメント間消去です。

(5) 資金運用収益の調整額 154百万円は、セグメント間消去です。

(6) 資金調達費用の調整額 27百万円は、セグメント間消去です。

4. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	30,816	6,458	37,274	668	37,942	-	37,942
セグメント間の内部経常収益	114	56	171	448	619	619	-
計	30,931	6,515	37,446	1,116	38,562	619	37,942
セグメント利益又は損失（ ）	22,251	101	22,353	82	22,271	57	22,329
セグメント資産	2,667,239	18,138	2,685,378	28,118	2,713,496	32,670	2,680,825
セグメント負債	2,587,604	11,990	2,599,595	26,084	2,625,680	28,481	2,597,198
その他の項目							
減価償却費	1,355	23	1,378	20	1,399	-	1,399
資金運用収益	23,417	0	23,418	119	23,537	87	23,449
資金調達費用	204	85	290	10	300	30	269
持分法投資利益	-	-	-	28	28	-	28
持分法適用会社への投資額	-	-	-	112	112	-	112
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,701	10	2,711	23	2,735	-	2,735

（注）1．一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業等を含んでおります。

3．調整額は以下の通りです。

（1）セグメント利益又は損失（ ）の調整額 57百万円は、セグメント間消去等です。

（2）セグメント資産の調整額 32,670百万円は、セグメント間消去です。

（3）セグメント負債の調整額 28,481百万円は、セグメント間消去です。

（4）資金運用収益の調整額 87百万円は、セグメント間消去です。

（5）資金調達費用の調整額 30百万円は、セグメント間消去です。

4．セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,030	1,617	6,693	6,325	768	37,435

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,403	1,508	6,864	6,458	708	37,942

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	447	-	447	-	447

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	1,694	-	1,694	-	1,694

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	SBI地銀 ホール ディング ス株式 会社	東京都 港区	58,750	銀行法により子会社と することができる会社 の経営管理、その他 当該業務に付帯する業 務、および銀行法によ り銀行持株会社が営む ことができる業務	(被所有) 直接 33.89	役員の兼 任	増資の割 当(注)	1,966	資本金 資本準備金	983 983

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 普通株式の第三者割当による新株式の発行は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2023年8月31日）の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値である407円を参考とし、1株371円で行っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）  
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内松子	-	-	不動産賃貸業	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	96
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内登	-	-	不動産賃貸業	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	23
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社八ギワラ (注)2	宮城県 仙台市 青葉区	15	屋根工事業	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	- 0	貸出金	15
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所 (注)3	山形県 米沢市	3	会計事務所	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	4 0	貸出金	36

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。  
2. 株式会社八ギワラは、当社の取締役監査等委員遠藤宏氏の近親者が議決権の過半数を保有しております。  
3. 有限会社五十嵐会計事務所は、重要な連結子会社である株式会社きらやか銀行の社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内松子	-	-	不動産賃貸業	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	93
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内登	-	-	不動産賃貸業	-	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	22
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社八ギワラ (注)2	宮城県 仙台市 青葉区	15	屋根工事業	-	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	4 1 0	貸出金	17
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所 (注)3	山形県 米沢市	3	会計事務所	-	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	7 11 0	貸出金	31

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。  
 2. 株式会社八ギワラは、当社の取締役監査等委員遠藤宏氏の近親者が議決権の過半数を保有しております。  
 3. 有限会社五十嵐会計事務所は、重要な連結子会社である株式会社きらやか銀行の社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。



( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	810円27銭	201円72銭
1株当たり当期純損失	342円52銭	1,023円15銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	77,730	83,626
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	60,360	78,232
(うち非支配株主持分)(百万円)	227	232
(うち優先株式発行金額)(百万円)	60,000	78,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)(百万円)	132	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	17,370	5,394
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	21,437	26,740

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度 51千株

当連結会計年度 45千株

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	7,082	23,462
普通株主に帰属しない金額(百万円)	265	-
うち定時株主総会決議による優先配当額(百万円)	132	-
うち中間優先配当額(百万円)	132	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	7,348	23,462
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,453	22,931
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度 37千株

当連結会計年度 48千株

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)は、2024年4月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

なお、国(株式会社整理回収機構)が公的資金として保有する優先株式については、2024年5月14日開催の当社の取締役会において優先配当金の額全部を支払う旨の議案を2024年6月20日開催の定時株主総会に提出しないことと決定したため、当社定款及び各種優先株式の発行要項に基づき、当該定時株主総会から優先配当金の額全部を支払う旨の株主総会決議がなされる時までの間、株主総会における議決権を行使することができることとなります。

1. 協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取り組んできております。

この公的資金のうち、2009年にきらやか銀行が資本参加を受けた200億円(当社C種優先株式、震災特例)につきましては、本年9月に返済を予定していましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年3月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年9月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

2. 今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	68,922	128,761	0.04	-
借入金	68,922	128,761	0.04	2024年4月～ 2038年10月
1年以内に返済予定のリース債務	5	5	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	28	22	-	2025年4月～ 2028年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務における利息相当額につきましては、利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	123,202	2,664	1,595	893	343
リース債務(百万円)	5	6	6	7	3

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況  
該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項(資産除去債務関係)」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,253	19,278	28,133	37,942
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前当期純損失( )(百万円)	797	2,019	2,710	23,422
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(百万円)	622	1,520	2,203	23,462
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失( )(円)	29.05	70.91	101.68	1,023.15

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )(円)	29.05	41.85	29.43	959.81

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,933	1,946
貯蔵品	0	0
前払費用	2	2
未収収益	10	10
未収入金	42	47
その他	5	5
流動資産合計	984	1,002
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	2	1
有形固定資産合計	2	1
無形固定資産		
ソフトウェア	0	5
無形固定資産合計	0	5
投資その他の資産		
関係会社株式	97,066	117,032
敷金	7	7
繰延税金資産	3	4
投資その他の資産合計	97,077	117,044
固定資産合計	97,079	117,051
繰延資産		
株式交付費	3	31
繰延資産合計	3	31
資産の部合計	98,068	118,085
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	1	1
未払費用	0	11
未払法人税等	6	7
未払消費税等	5	5
未払配当金	32	24
預り金	1	1
賞与引当金	-	17
その他	18	-
流動負債合計	56	50
固定負債		
その他	5	4
固定負債合計	5	4
負債の部合計	61	54

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	18,750	28,733
資本剰余金		
資本準備金	17,250	27,233
その他資本剰余金	60,868	60,868
資本剰余金合計	78,118	88,101
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,230	1,284
利益剰余金合計	1,230	1,284
自己株式	92	88
株主資本合計	98,007	118,030
純資産の部合計	98,007	118,030
負債及び純資産の部合計	98,068	118,085

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
手数料収入	1 378	1 401
受取配当金	1 237	1 271
営業収益合計	615	672
営業費用		
販売費及び一般管理費	1, 2 361	1, 2 342
営業費用合計	361	342
営業利益	253	329
営業外収益		
受取利息	1 0	1 0
受取家賃	1 8	1 8
雑収入	8	7
営業外収益合計	16	15
営業外費用		
株式交付費償却	4	10
雑損失	3	28
営業外費用合計	7	39
経常利益	263	306
税引前当期純利益	263	306
法人税、住民税及び事業税	9	12
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	9	11
当期純利益	254	294

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,615	1,615	86	98,398	98,398
当期変動額									
剰余金の配当					639	639		639	639
当期純利益					254	254		254	254
自己株式の取得							10	10	10
自己株式の処分			0	0			4	4	4
当期変動額合計	-	-	0	0	385	385	5	390	390
当期末残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	92	98,007	98,007

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	92	98,007	98,007
当期変動額									
新株の発行	9,983	9,983		9,983				19,966	19,966
剰余金の配当					240	240		240	240
当期純利益					294	294		294	294
自己株式の取得							1	1	1
自己株式の処分			0	0			4	4	4
当期変動額合計	9,983	9,983	0	9,983	53	53	3	20,023	20,023
当期末残高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,284	1,284	88	118,030	118,030



【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

4. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

「連結財務諸表」(追加情報)に記載しているため、記載を省略しております。

(賞与引当金)

前事業年度において、従業員に対する未払賞与については「流動負債」の「その他」に含めて計上しておりましたが、当事業年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度において「流動負債」の「その他」に計上していた従業員未払賞与は8百万円であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
現金及び預金	933百万円	946百万円
未収収益	0百万円	0百万円
その他(流動負債)	8百万円	9百万円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
手数料収入	378百万円	401百万円
受取配当金	237百万円	271百万円
販売費及び一般管理費	133百万円	128百万円
受取利息	0百万円	0百万円
受取家賃	8百万円	8百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与・手当	187百万円	172百万円
外部報酬	64百万円	64百万円
減価償却費	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がないため、子会社株式の時価を記載しておりません。  
なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	97,066	117,032
合計	97,066	117,032

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払金	0百万円	0百万円
未払費用	- "	0 "
未払事業税	1 "	1 "
賞与引当金	- "	2 "
その他	2 "	- "
繰延税金資産小計	3百万円	4百万円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	3百万円	4百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金資産の純額	3百万円	4百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.58%	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18	0.10
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	27.56	27.17
住民税均等割等	0.49	0.42
その他	0.18	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.51%	3.89%

(重要な後発事象)

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)は、2024年4月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

なお、国(株式会社整理回収機構)が公的資金として保有する優先株式については、2024年5月14日開催の当社の取締役会において優先配当金の額全部を支払う旨の議案を2024年6月20日開催の定時株主総会に提出しないことと決定したため、当社定款及び各種優先株式の発行要項に基づき、当該定時株主総会から優先配当金の額全部を支払う旨の株主総会決議がなされる時までの間、株主総会における議決権を行使することができることとなります。

(1) 協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取り組んできております。

この公的資金のうち、2009年にきらやか銀行が資本参加を受けた200億円(当社C種優先株式、震災特例)につきましては、本年9月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年3月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年9月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

(2) 今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	-	-	-	12	10	0	1
有形固定資産計	-	-	-	12	10	0	1
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	37	31	0	5
無形固定資産計	-	-	-	37	31	0	5
繰延資産							
株式交付費	3	38	-	50	19	10	31
繰延資産計	3	38	-	50	19	10	31

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	7	-	-	7
計	-	7	-	-	7

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、仙台市において発行する河北新報および山形市において発行する山形新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： <a href="https://www.jimoto-hd.co.jp/">https://www.jimoto-hd.co.jp/</a>
株主に対する特典	ありません。

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定められております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
2023年6月22日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月22日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

2023年8月10日 関東財務局長に提出。

第12期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

2023年11月17日 関東財務局長に提出。

第12期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

2024年2月9日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年6月29日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（有価証券の私募等による発行）の規定に基づく臨時報告書

2023年9月1日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年12月12日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2024年5月10日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類

2023年9月1日 関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年9月1日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2023年11月14日、2023年11月17日、2023年12月12日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月19日

株式会社じもとホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

【注記事項】(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「子銀行」という。）を連結子会社とする持株会社で、貸出金は主に子銀行において計上されている。子銀行は宮城県及び山形県を主要な営業基盤としており、主な貸出先は中小企業及び個人となっている。</p> <p>貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価格の変動、取引先における経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒れが発生する可能性がある。このため会社は、将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。</p> <p>当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は38,394百万円であり、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準及び（重要な会計上の見積り）に具体的な計上方法が記載されている。</p> <p>貸倒引当金は、子銀行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に従って算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及び将来の業績見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれる。</p> <p>特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来の業績見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判定要素となる。</p> <p>経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化、債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。</p> <p>したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定が、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高く連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があることから、当該債務者区分の判定の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分の判定の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務者区分の判定及びその基礎となる債務者の財務情報の登録に関連する子銀行の自己査定業務に係るプロセスの内部統制を評価した。</li> <li>子銀行が実施した自己査定において債務者区分の判定が適切に実施されたことを検討するため、債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の返済状況、財務内容又は業績悪化の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。</li> <li>信用リスクが高いと想定されるリスクシナリオを特定し、将来の業績見通しの悪化が懸念される債務者を抽出するため、自己査定異常検知ツール（自己査定に係る監査において、債務者の与信情報及び財務情報に基づき、業種、支店、地域などの観点から視覚化して信用リスクの所在を識別するとともに、債務者毎に機械学習を用いた債務者区分推定モデルに基づく債務者区分と子銀行が判定した債務者区分の相違を識別することにより、検証対象先の抽出を支援するツール）を用いて分析を実施し、その結果を勘案して設定したリスクシナリオに該当する債務者も追加で抽出した。</li> <li>債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、子銀行の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、子銀行の融資所管部門に質問を実施した。</li> <li>経営改善計画等の合理性及び実現可能性を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価等を実施するとともに、子銀行の融資所管部門と計画等の合理性及び実現可能性について議論した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社じもとホールディングスの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社じもとホールディングスが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

株式会社じもとホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 功

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 修

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングスの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「子銀行」という。）を子会社とする持株会社であり、子銀行に係る子会社株式117,032百万円は当事業年度末の貸借対照表の資産の部合計の99.1%となっている。なお、子会社株式は貸借対照表の関係会社株式に計上されており、【注記事項】（有価証券関係）に記載されている。</p> <p>子会社株式の評価基準は【注記事項】（重要な会計方針）1．有価証券の評価基準及び評価方法に記載されており、子会社株式は取得原価をもって貸借対照表に計上されている。子会社株式の減損処理の要否は、子会社の1株当たりの純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合に実質価額の回復可能性に基づき判定される。</p> <p>当事業年度末における子会社株式の実質価額は取得原価に比べ50%以上低下していないが、子銀行において純資産の内訳項目であるその他有価証券評価差額金がマイナスとなっており純資産額に影響を及ぼしている。また、株式会社きらやか銀行が当期純損失を計上している。</p> <p>したがって、当監査法人は、子会社株式が貸借対照表において金額的重要性が高く、子銀行においてその他有価証券評価差額金が純資産額に影響を及ぼしていること等から、子会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、子会社株式の評価を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社による子会社株式の減損処理の要否の判定を評価するため、各子会社株式の取得原価と実質価額を比較した。</li> <li>・ 各子会社株式の実質価額が当該子会社の1株当たりの純資産額を基礎として算定されているかどうか検討した。</li> <li>・ 各子会社の純資産額について、会社の連結財務諸表監査において監査手続を実施した当該子会社の財務情報と照合した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。